

## 平成22年第7回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成22年12月7日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(15名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 佐藤信親君 | 2番  | 益子輝夫君  |
| 3番  | 塚田秀知君 | 4番  | 鈴木雅仁君  |
| 5番  | 益子明美君 | 6番  | 大金市美君  |
| 7番  | 岩村文郎君 | 8番  | 小林盛君   |
| 9番  | 福島泰夫君 | 10番 | 阿久津武之君 |
| 11番 | 橋本操君  | 12番 | 鈴木和江君  |
| 13番 | 石田彬良君 | 14番 | 小川洋一君  |
| 15番 | 川上要一君 |     |        |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|      |       |                |       |
|------|-------|----------------|-------|
| 町長   | 大金伊一君 | 副町長            | 佐藤佳正君 |
| 教育長  | 桑野正光君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 吉成啓二君 |
| 総務課長 | 佐藤良美君 | 企画財政課長         | 益子実君  |

|                 |           |          |           |
|-----------------|-----------|----------|-----------|
| ケーブルテレビ放送センター室長 | 郡 司 正 幸 君 | 税 務 課 長  | 川 俣 勇 也 君 |
| 住民生活課長          | 阿久津 実 君   | 健康福祉課長   | 小 室 定 子 君 |
| 建設課長            | 塚 原 富 太 君 | 農林振興課長   | 山 本 勇 君   |
| 商工観光課長          | 高 野 麻 男 君 | 総合窓口課長   | 薄 井 績 君   |
| 上下水道課長          | 手 塚 孝 則 君 | 環境総合推進室長 | 星 康 美 君   |
| 学校教育課長          | 荒 井 和 夫 君 | 生涯学習課長   | 藤 田 悦 男 君 |
| 農業委員会<br>事務局 局長 | 秋 元 誠 一 君 |          |           |

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

|        |         |   |   |         |
|--------|---------|---|---|---------|
| 事務局 局長 | 田 村 正 水 | 書 | 記 | 橋 本 民 夫 |
| 書 記    | 岩 村 照 恵 | 書 | 記 | 北 條 清   |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第7回那珂川町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、福島泰夫君及び10番、阿久津武之君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から8日までの2日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から8日までの2日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（川上要一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

最初に、請願・陳情等の取り扱いについて報告をいたします。

今期定例会前の所定の日までに議長あてに提出があり受理したものは、請願が1件、陳情が3件で、お手元に配付した請願文書表及び陳情等文書表のとおりでございます。

これらについては、過日開催いたしました議会運営委員会でその取り扱いについて審議をいたし、関係する常任委員会に審査を付託することになります。

最初に、請願文書表、受理番号1の「那珂川町和見地区の地域振興に関する請願書」は、総務企画常任委員会に審査を付託することにいたしました。

次に、陳情の3件は、請願と同様に扱うこととなり、陳情等文書表、受理番号1の「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」は、教育民生常任委員会に審査を付託することといたしました。また、受理番号2の「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加断固阻止に関する陳情書」及び、受理番号3の「TPP交渉参加断固反対に関する陳情」は、産業建設常任委員会に審査を付託することといたしましたので、報告申し上げます。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細は、お手元に配付してある報告のとおりであります。主なるものを申し上げますと、9月28日に第4回南那須地区広域行政事務組合議会定例会が開催され、条例の一部改正議案、一般会計補正予算、平成21年度一般会計及び病院事業会計の決算の認定などが審議されましたが、原案のとおり可決、認定されました。なお、21年度の決算額は、一般会計が22億3,094万円、病院事業会計が26億5,251万円となっております。

10月3日に、那珂川町合併5周年記念式典があじさいホールで開催され、議員全員が出席

し、多くの町民の皆様と慶事を祝いました。式典では、那珂川町のイメージキャラクターとして「なかちゃん」が披露されましたが、これから各種イベントなどでご登場いただき、那珂川町のイメージアップにつながることを大いに期待しているところであります。

10月25日に、議員全員による行政調査として、本町に進出を希望している木材加工会社トーセンの矢板工場及びトーセンが参画している群馬県藤岡市の群馬県産材加工協同組合のほか、群馬県甘楽町の特色あるまちづくりについて調査を行いました。行政調査には、大金町長にも参加をいただき、株式会社トーセンの誘致は、県内でも最も良質とされている八溝材の流通と地元雇用の場の確保につながることから、着実に交渉を続け、ぜひ誘致していただきたいと考えております。

11月5日には、栃木県町村議長会定期総会及び研修会が宇都宮市の自治会館で開催され、私が出席いたしました。平成21年度決算の認定、来年度の負担金などについて協議後に、福田栃木県知事による県政講話がありました。なお、役員の一部改選がありまして、私が県町村議長会の監事に就任いたしました。

11月9日に、福島県国見町議会産業厚生常任委員会が来町し、町営住宅等の管理運営に関して意見交換を行いました。国見町でも雇用促進住宅を購入して町営住宅として活用しているとのことで、本町のサン・コーポラス馬頭と全く同時期に建てられ、タイプも一緒であり、施設の修繕や入居が進まないなど、今後の運営に課題があるようでありました。

11月25日に、第5回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が開催され、条例の一部改正、平成22年度一般会計及び病院事業会計補正予算など3議案が審議され、原案のとおり可決されました。

なお、臨時会開催の前に広域議員による全員協議会が開催され、新聞等で報道された療養病棟の休止について説明がありました。今回の休止問題は、余りにも唐突な決定で、地域住民に大きな不安を抱かせることになったと感じております。医師、看護師等の不足により生じたものでありますが、1日も早く経営の改善を図り、休止を解くように進めていかなければならないと感じております。

次に、各常任委員会の所管事務調査について、各常任委員長から調査結果の報告がありましたので、その概要について報告をいたします。

10月7日に、3常任委員会合同による調査として、現在、南那須地区広域行政事務組合で進められている消防再編計画の先進事例として、矢板市、那須町の広域消防署の施設の整備状況、運営状況等について調査いたしました。過日開催した議会全員協議会で、執行部から

那珂川町消防署の整備計画、建設予定地などの説明がありましたが、町民にとっても重要な問題でありますので、整備に当たってはこれからも十分協議を重ね、慎重に取り扱われることをお願いをいたします。

11月8日から9日にかけて、教育民生常任委員会の所管事務調査として、山形県川西町と高島町を調査いたしました。川西町では、劇場や図書館、出身者の井上ひさし氏が町に寄贈した7万冊に及ぶ蔵書を保有する遅筆堂文庫などを併設するフレンドリープラザの運営状況を、また高島町では、小・中学校の再編整備のほか、国が提唱する幼保一環の認定こども園の先進事例、保育園の民間委託などを調査しております。幼稚園や保育所の統合問題、指定管理者制度への移行問題は、本町にとっても重要な問題でありますので、ぜひ継続して調査を進めていただきたいと感じております。

11月11日から12日にかけて、総務企画常任委員会の所管事務調査として、埼玉県寄居町と群馬県大泉町を調査し、私も委員の1人として参加をしてまいりました。寄居町では、埼玉県環境整備センターの調査で、産業廃棄物最終処分場の埋め立て方法や汚水処理の方法などを現場で視察し、まさに徹底した管理がなされ、安全な方法であることを確認してまいりました。埋め立て完了地は、運動場を備えた緑地公園として整備されており、周辺地域には一般住宅の建設が進んでいるほか、公共関与による彩の国資源循環工場として大規模工場8社が立地し、またホンダの大規模工場が操業間近ということで、埼玉県の力の入れように驚かされました。

大泉町では、大泉スタンプによる町税や使用料等の納付状況、指定管理者制度の状況などについて調査しました。本町では、行財政改革に指定管理制度への移行が計画されているところでもありますので、おくれぎみではありますが、ぜひ参考にさせていただきたいと感じております。

11月15日から16日にかけて、産業建設常任委員会の所管事務調査として、茂木町と山形県飯豊町を調査いたしました。茂木町では、商店街活力再生事業として茂木駅前の空き店舗を活用したアンテナショップの整備、運営状況を、また飯豊町では、にぎわい再現プロジェクト、道普請事業、道の駅の管理運営状況などについて調査をしております。特に、住民と行政との協働のまちづくりの一環として進めている道普請事業は、参考になったことであります。

以上、主なものを申し上げまして、諸般の報告といたします。

---

## ◎行政報告

○議長（川上要一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） おはようございます。

本日は、第7回定例会にご出席を賜り、大変ありがとうございます。

開会に当たり、行政報告を申し上げます。

先月23日、北朝鮮が韓国領土を砲撃、民間人を含む死者や負傷者が出るという事件が発生をいたしました。その後、米韓合同軍事演習が行われたことも相まって、朝鮮半島は極めて緊迫した状態となっております。当然、日本としても予断を許さない状況にありますが、時あたかも、当町におきましては、地震や気象情報、有事関連情報をいち早く周知するための全国瞬時警報システム整備工事を施工しているところです。このシステムは、有事に備えた施設ではありますが、備えは備えのままで済むような速やかな安定化を望むものであります。

さて、現在の経済情勢は、個人消費や生産活動を中心とした持ち直しの動きが出てきていると見られるものの、雇用環境は依然として厳しく、加えて急激な円高の影響などにより、景気回復はなかなか進まない状況にあります。このような中、先日、議会におかれまして行政視察された株式会社トーセンの製材工場を当町に誘致することで進めております。元馬頭東中学校跡地を利用し、平成23年度、国の補助事業により製材所3棟及び皮はぎ施設を整備する計画になっておりますが、町といたしましても、現在誘致に当たっての支援策等について事業者と協議検討しているところであります。この誘致が当町の雇用の拡大、地域振興につながることを期待しております。

次に、懸案でありました新たな公共交通サービスとして、10月1日からデマンドタクシーなかちゃん号の運行を開始いたしました。運行開始から2カ月が経過をいたしましたが、10月中の利用者総数は323人で1日平均16人、11月中の利用者総数は398人で1日平均20人でありました。なお、現在の利用者登録状況は693世帯、1,805人でありました。来年3月までは町営バス等も運行していることから、今のところバス利用している方もいらっしゃると思われませんが、いずれにせよ、今後の状況を検証しながらより利用しやすい効率的な運行形態

となるよう検討を加え、多くの町民の皆さんに愛される交通システムにしていきたいと考えております。

次に、本年は那珂川町合併5周年の年に当たりますことから、10月3日、あじさいホールにおいて合併5周年記念式典を例年の自治功労者等表彰式とあわせて挙行いたしました。議員各位のご参加を得て、イメージキャラクターなちちゃんやケーブルテレビの愛称、ロゴマークのお披露目もできましたことは、まことにありがたく感謝申し上げます。また、合併5周年記念と位置づけまして、NHK全国放送番組「文芸選評」及び「歌の日曜散歩道」の生放送、「福祉ネットワーク・公開すこやか長寿」の公開収録や滋賀県愛荘町との中学生姉妹都市交流事業、さらには馬頭東小学校開校記念とあわせ、元Jリーグサッカー選手を講師に迎え、日本サッカー協会「こころのプロジェクト夢教室」を開催するなど、各種事業を行っておりますが、いずれの事業にも多くの皆さんのご参加、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

次に、温泉スケール付着によるポンプ交換ができず、休館を余儀なくされている町営温泉まほろばの湯であります。12月23日の再開を目途に現在源泉管の浚せつ補強工事に着手しております。再開後いかに利用客を呼び戻せるかが課題になると思われませんが、一層のサービス向上により利用回復を図っていかねばと考えておりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

終わりに、本定例会には、人事案件等19議案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

本年もはや12月となり、朝夕の寒さも日に日に厳しくなっております。町民の皆さんには、インフルエンザ予防など健康に留意され、体調を崩すことなく1年の締めくくりをお迎えくださるようお祈り申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（川上要一君） ありがとうございます。

---

#### ◎一般質問

○議長（川上要一君） 日程第5、一般質問を行います。

---

◇ 福 島 泰 夫 君

○議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君の質問を許可します。

9番、福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 9番、福島泰夫でございます。通告書に基づきまして、3つの項目で質問をさせていただきます。

大金町長就任後1年がたち、また本年最後の定例会ということで、実りあるご答弁をお願いいたしたいと思います。

まず、大きな1点目ですが、小川地区小学校の統廃合について。

那珂川町は、少子化の影響で学校の統廃合を余儀なくされ、馬頭地区は8つあった小学校が3校になり、2つの中学校が1つになりました。これで馬頭地区の統廃合はおおむね一段落したものと考えられます。小川地区は、小川小学校、南小、薬利小の3つの小学校がありますが、薬利小は2クラスの複式学級が出ており、南小におきましても、来年度は複式が生まれるのではないかと思います。3つの小学校の児童数は、平成18年度には合わせて377人であったものが今年度は318人、数年後には250人前後になってしまうと推計されております。

そこで、小川地区の小学校統廃合検討委員会が昨年12月に立ち上げられ、1年が過ぎようとしております。検討委員会の検討の内容は、統合の是非、統合するとすればいつするか、その時期とどこにするか、その場所であります。私もこの検討委員会の委員であります、この1年、4回の委員会と委員の要望で保護者への説明会、また地域住民への説明会、そして各小学校の現地調査を行ってまいりました。1年がたち、いよいよ答申を出す時期が迫ってまいりましたが、保護者、地域住民はさまざまな不安を抱えております。また、委員の中には、自分の意思表示によって方向づけが決まってしまう、そのような不安を持っている方もいらっしゃいます。

ゆとり教育から学力重視、コミュニケーション重視、この教育への転換を前にして、これらの不安を払拭すべき町の考えをお伺いいたします。

まず1つ目といたしまして、子供一人一人、隅々まで目の届くというよさのある小規模校から大規模校に行く必要性和それに対する不安であります。この不安を払拭する方策をお伺いいたします。小川地区は、3つの小学校を全部合わせても、先ほど申し上げましたが、児

児童が300人余りと、大規模校とは言いがたい規模であります。小規模校から見れば、非常に大きな集団の中に入っていくという不安でございます。

2つ目は、統合すれば統合される学校の児童は今よりも遠距離通学になると思われるので、時間的に登校時間が早くなってしまうのではないかと。また、登下校の安全への不安も持っております。その対策をお伺いいたします。

3つ目といたしましては、各小学校結社の地域住民は、自分たちの心のよりどころである、また結束のシンボルである小学校がなくなってしまうことへの不安であります。この気持ちは、小さな学校ほど大きいと思われまふ。このような不安を払拭する方策をお伺いいたします。

次に、大きな2つ目でございます。

農地・水・環境保全向上対策事業終了後のフォローについてでございます。

平成19年度から始まりました農地・水・環境保全向上対策事業が4年目が半分以上経過をいたしまして、来年度はいよいよ最終年度になります。那珂川町でも8地区がこの事業に取り組まふて、国・県、町からの財政支援のもと、各地区それぞれさまざまな活動を展開しております。子供たちと一緒に田んぼ周りの生き物調査をして、どんな生き物がいるか、生態系がどのように変化しているか、これを調べ、楽しさと感動を分かち合っております。また、今まで直せなかった水路補修をしたり、一部町道を含みますが、農道の草刈りや改修をしたり、花の植栽や種をまいて遊休農地の解消を図るなど、地域一丸となつて事業に取り組む、地域の結束が深まつたと認識をいたしております。それを引つ張る役員のご苦勞は並大抵ではなかつたと思ひますが、この事業の効果は非常に大きいものがあつたと認識をいたしております。

しかしながら、あと1年でこの事業が終了いたします。その後いかにこの結束を維持するかが大きな悩みと、地元の不安となつております。まだ国の方針も決まていないと聞いておりますが、この事業は、地域代表者と町長との協定のもとに進められておりますので、町としてはこの後どのようにフォローしていくかをお伺いをいたします。

次に、大きな3番目でございます。

企業誘致の条件整備について。

合併後、那珂川町では多くの学校、保育園等が遊休施設になつたり、利用されていない町有地も数多くあると考えられます。財政健全化、人口減少対策として企業誘致が叫ばれておりますが、なかなか思つたようにならないのが現状であろうと考えます。これまでも企業、

あるいは事業所等が進出してきた場合、インフラ整備等さまざまな支援をしてきたと思います。また、これからも企業等が進出しようとする場合、近隣自治体に比べかなりの優遇策を講じなければ、大きな国道や高速道路から遠い那珂川町を選んでもらうのは難しいと考えられます。企業等の進出の場合の優遇措置としての補助金、あるいは税制、インフラ整備の支援はその都度考えるのか、あるいはその基準があるのか、また企業誘致条例等の制定の計画はあるのかお伺いいたします。

企業誘致は、大金町長の公約の1つでもありますし、地理的条件がよいとは言えない那珂川町に企業に来ていただくには、よその自治体に比べ有利だと思っていただかねば実現が難しいと考えられます。また、進出してきた企業にも、那珂川町に来てよかったと思っていただかなければならないと考えますので、お伺いするものであります。

以上、3項目、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川上要一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 私から、福島議員ご質問の3項目め、企業誘致の条件整備についてお答えをいたします。

那珂川町の町有施設への企業誘致につきましては、最近の事例では、那珂川町里山温泉トラフグ研究会のトラフグ養殖場として、旧武茂小学校を無償で賃借し、地元企業を支援しています。また、他の施設につきましても、現在進出について協議中の事案もございます。

企業進出や増設の協議があるときは、関係各課において法令等や制度により迅速にできるよう、できる限りの各種相談や立地条件に関する情報提供やサポートなど、指導や支援を行っています。

企業誘致に対する優遇策ですが、那珂川町産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、「那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例」の適用により、固定資産税が課税免除にされる制度があります。さらに、資金面を支援するため、那珂川町中小企業振興基金として1億2,000万の預託金で3倍協調、年間3億6,000万円の融資枠を設定し、融資に当たっての信用保証協会保証料についても全額補助し、企業の支援を図っております。また、栃木県の支援策としては、栃木県企業立地集積促進補助金や栃木県産業定着集積促進支援補助金、産業立地促進資金、過疎地域自立促進特別措置法等による県税の課税免除があります。

これらの優遇措置を最大限活用することや、企業立地奨励金や企業促進奨励金などの優遇措置を新年度に向け制度化してまいります。積極的に企業誘致を推進します。今後とも栃木県産業政策課や栃木県東京事務所と連携をとり、情報の提供や相談内容の充実を図るとともに、私がトップセールスマンとしての引き続き企業訪問など積極的な誘致活動に努め、雇用の場を創出することで、活力ある那珂川町の源である人の定着化を促進してまいります。

以上です。

○議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

○教育長（桑野正光君） それでは、私のほうからは、小川地区小学校の統廃合についてお答えを申し上げます。

まず、福島議員には、小川地区小学校統合検討委員会会長として小学校統合という大変重い課題についてご検討いただく委員会を運営していただき、この場をかりまして、改めて感謝申し上げます。

まず1点目の小規模校から大規模校に行く必要とそれに対する不安ということですが、小規模校には、議員おっしゃるとおり、児童一人一人に目が行き届くというほかに、少人数のほうが丁寧に教えてもらえる、あるいは強い仲間意識が生まれる、いじめ等の問題が比較的少なくて済む、さらに、1人の児童が複数のスポーツ活動に参加できるといったプラスの面も数多くあります。しかし一方で、学年、教科担当の教員の確保が難しくなること、新しい指導要領が進めるグループ活動ができにくい。人間関係の固定化により向上意欲が沈滞しがちである。社会性の醸成がされにくく、いわゆる中学校に入って戸惑いを感じる中1ギャップが生じやすい。さらには、スポーツ活動は限られた種目しかできないといったような場合もあります。

私どもは、このマイナス面が少しでも解消され、よりよい学習環境を確保するために、複式学級がなくなる大ききで、グループ活動が円滑にできる適正規模の学校にしていくことが必要であると考えております。このようなことから、小川地区の小学校の統合について現在ご検討をいただいているところであります。

なお、国で考える適正な小学校の規模は12学級以上、18学級以下を標準としております。各学年の学級数で言うと2学級から3学級以下となりますので、小川小学校3小学校を統合した場合、国でいう適正な規模の小学校となります。また、統合に伴って、特に少人数校から新統合校に通うことになる子供たちにとって、環境が大きく異なることによって新しい学

校生活への不安は大きいものと思っておりますので、統合前からさまざまな機会を通じて統合校の児童同士の交流を図っていくなど、不安解消に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の遠距離通学によることによる時間的、また安全への不安についてですが、学校統合は、学区が大きくなることによって徒歩による通学が困難な状況が出てまいりますので、その通学対策としてスクールバスを運行していかなければならないと考えております。

なお、具体的な運行計画の作成に当たっては、馬頭地区小学校の統合と同様、PTA代表の方々にも入っていただき、統合準備委員会を設置し検討していきたいと考えております。

次に、3点目の地域の小学校がなくなることへの不安についてですが、議員ご指摘のように、学校は、教育の場としてはもとより、心のよりどころとして地域に深く根差しており、地域住民の学校への思い入れは非常に強いものと認識しております。同時に、子供たちの教育を受ける機会均等の保障と、子供達一人一人の願いや思いがかなえられる教育環境を整備することは私どもの責務と考えております。統合によって学校がなくなることによって、地域住民の皆様の不安はいかばかりかと推察をいたしますが、子供たちのよりよい環境をつくるためという思いでご理解、ご協力をいただけますようお願いを申し上げて、答弁いたします。

○議長（川上要一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本 勇君） 2点目の農地・水・環境保全向上対策事業終了後のフォローについて、質問にお答えいたします。

本事業は5年間の事業で、平成23年度をもって補助期間が終了いたします。これまで地域の農地、農業用施設、農村環境などの適切な保安全管理と質的向上が図られ、地域ぐるみの協同活動を通し、話し合いの中で連帯感を強め、元気と活力がアップし、地域の活性化に寄与していると認識しております。

事業が終了した後のフォローですが、事業が終了するまでに体制整備構想を作成することになっております。体制整備構想は、農地、農業用水、農道といった生産資源、景観や生態系などの環境を将来にわたって保全していくために必要と思われる組織の体制や活動の内容をまとめた目標を定めるものです。体制整備構想の際、組織運営の継続につなげていけるよう各組織に対し指導していく考えでおります。

○議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君。

[9番 福島泰夫君登壇]

○9番（福島泰夫君） それでは、再質問に入らせていただきます。

答弁順で、町長の企業誘致のほうからお願いしたいと思います。

企業誘致につきましては、今町長から……

[発言する人あり]

○9番（福島泰夫君） 順番、最初からのほうがいいですかね。

○議長（川上要一君） 通告順によろしくをお願いします。

○9番（福島泰夫君） それでは、通告順で。

失礼をいたしました。通告順で、小学校の統廃合について再質問をさせていただきます。

ただいま教育長から丁寧なご答弁をいただき、小規模校の有利な点、あるいはデメリット、不利な点、これを説明いただき、これを解消するための統合だと、そのようなお話がありました。

1つ目の答弁の中に、子供たちの不安、これを、小さな学校から大きな集団に行く、この不安を解消するために、統合前から児童間の交流を図っていく、そのようなご答弁でございました。私もこれは、統合前からいろんな集団、団体行動しかできないような授業、例えば体育とか、そのような授業で交流を当然図らなければならないと思っております。その場合、当然小さな小学校から大きなところに移動して、その授業の間移動してやらなければならないと思っています。

このような移動手段については、先ほどスクールバスというお話がありましたが、それで対応するのか。そして、どのような場面で児童間の交流を図ろうとするのか、もし具体的にありましたら伺いいたします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） これから子どもが統合に当たって一番配慮しなくてはならないのは、子供たちの不安解消ということと、あわせて保護者の人たちの不安ということも解消していかななくてはならないと思っておりますので、これからスポーツ交流、あるいは演劇の合同での鑑賞、それから最終的には授業などでの一体感もつくっていきたいと考えております。ついではこの4月から、新学期に小川地区でもスクールバスが導入されますので、今後はスクールバスの活用などをして、さらに交流を進めるように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君。

[9番 福島泰夫君登壇]

○9番（福島泰夫君） ただいま、その児童間の交流はスクールバスを活用して行う、これはぜひそのようにしていただきたいと思います。

また2つ目に、今出ましたスクールバスの答弁をいただきました、遠距離通学の解消のために。スクールバスは、先ほどのご答弁では小川小と薬利小学校に配置する、そのようなお話でございましたが、小川地区は現在にこにこバスによりまして、薬利地区の小学校の登下校、それとあわせて幼稚園の通園バス、これも兼ねております。スクールバスの効率的な活用というのを考えれば、小学校に配備したスクールバスを2度運行して、遅い時間帯に幼稚園の子を運ぶ、このような方法が考えられるかと思いますが、朝はそれでいいと思いますが、帰りの時間帯で、小学校は1年生から6年生まで、当然下校時間が多少ずれるのではないかと、そのような考えがあります。その場合に、帰りの時間帯に幼稚園との競合、これが起きるのではないかとと思うんですが、その辺についてのお考えは何かございますか。

○議長（川上要一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒井和夫君） ただいまのスクールバスの運行関係ですが、これにつきましては、来年3月いっぱいまでにこにこバス廃止に伴って、その代替措置ということで運行を計画しているところです。

現在、小川地区でにこにこバスを利用している児童については、小川小、それから薬利小の児童がおりますので、これらの対応、さらに幼稚園については、やはりにこにこバスを利用している幼児がおりますので、その対応もあわせて検討しているところです。確かに午前中については時間のずれがありますので、そういう面でスクールバスを幼稚園のバスにというふうな対応は特に問題ないんですが、帰りについては若干時間が、おおよそ同じような時間になることもありまして、これらのことにつきましては現在調整をしているところです。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 大体、同じような考えをお持ちで、下校時間、これが競合する分については現在調整中ということで、スクールバス運行までには何らかの方策を立てて支障のないようにしていただきたいと思います。

3つ目の地域住民の心のよりどころであった小学校、これがなくなることは非常に寂しい、そしてまたこの地域がますます過疎化していってしまうのではないだろうか、このような不安を持っている地域住民の方、たくさんいらっしゃいます。当然、馬頭地区の小学校の統廃合の時点でも、そのようなお話がたくさん出たかと思いますが、このような地域住民の思い入

れというのは、学校がなくなって寂しい、あるいは過疎になってしまうのではないだろうか、この問題と、先ほど教育長が最初の答弁でおっしゃいました子供の教育効果、それからその中でこれからコミュニケーション重視、グループ活動重視、そのような必要性と、これは分離して考えなければいけないと思います。我々は非常に寂しいけれども、子供たちの教育効果が上がるのであれば仕方がない、そのように地域の住民の方にはご理解をいただかなければならないと思います。

ただ、地域住民の方に理解をいただくには、昔から自分たちが出た学校である。この小学校を中心にすべての活動をしたり、気持ちのまとまりを持ってきた。これに対して教育長が、そのようなことを地域でできるような方策を立てたい。これをできれば具体的にどのようなことをやるか。それと大事なことは、廃校になれば学校1つが遊休施設になってしまいます。あいた学校、この利用につきましても、町長の答弁とも関連いたしますが、武茂地区ではトラフグの養殖に使ったり、新たな企業の誘致を検討している、そのようなお話がございますので、小川地区におきましても、統合あるいは廃校になる前に、できるだけ早い時期に地域住民の方に理解を持っていただけるような跡地の利用、これを考えていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 私どもも大変地元の方々に申しわけないという気持ちを一方で持っております。統廃合決定後は、地元の方々の意向を尊重しながらよりよい利用法を考えていきたいと思っておりますし、体育館やグラウンドについては、地元の活用というようなことも考えていきたいと思っております。

それから、新しいコミュニティーづくりでありますけれども、例えば小口地区の小学校がなくなった後、新しい盆踊り大会が生まれるとか、それから富山地区のほうでもまたほたる祭など行われる。新しいコミュニティーづくりが進んでいるということも伺っておりますので、子供たちを育てるといふ地域社会が支えていかなければ豊かな情操も育ちません。そういう意味で、これからまた地域の方々にご協力をいただきながら、子供たちの健全育成に努めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をいただければと思っております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） それでは、この問題の最後ですが、検討委員のお話です。

昨年12月に検討委員会が発足いたしました。検討委員の方々、小学校のPTAの役員の

方、それから保育園、幼稚園の保護者の代表、それと行政区長さん、それで議員と学識経験者、このような方で28名おります。ただ、これは公募とかではなくて、一方的にお願いしますということで、断るに断れずお引き受けいただいていると考えております。そのような方に、あなた自身の意見を述べていただきたいと言われて、それも当初12月発足で、たった三月で検討、答申を出してほしい、こんなことで一時的に委員の方の気持ちの反発を招いた時期もあります。ですから、それで委員の方の要望で地域住民説明会あるいは保護者説明会、学校訪問して現地視察、このようなことが実現し、1年がたっているわけでございます。

検討委員といたしましては、児童、保護者、そして地域の住民、この方にご理解をいただくこと、ご理解をいただければ、検討委員の気持ちも楽になろうかと思えます。楽な気持ちで答申が出せるように、今後の検討委員会の中で町の説明をお願いいたしまして、この件に関しての質問を終わります。

続きまして、2番目の農地・水関係でございます。

先ほど農林振興課長のほうからご答弁いただきました。フォローアップは考えている、このようなことでございます。ただ、この農地・水事業、那珂川町で8地区ですが、そのうち5つは小川地区で3つが馬頭地区です。馬頭地区は従来中山間直接支払い、多分平成12年から始まった事業かと思えますが、その事業を取り入れている地区がたくさんあって、この農地・水事業に参画するのは、いわゆる平場地区の3地区だけであった。そのように考えております。私の地区もこの事業に取り組んでおりまして、いろいろな問題点等も出ております。

それで、小川地区ですが、ある地区で、この地区内に住民一斉にアンケート調査をした。そのような農地・水に取り組んでいる地区がございます。その地区のお話を伺いますと、アンケート調査の結果です、その地区の人口統計を見ると、近い将来限りなく限界集落に近づいている。遊休農地を1筆調査したところ、農地の4割がもう遊休農地。遊休農地といってもほとんどが再起不能に近いような土地が多い。その一部ではもう既に山林化して、地目も山林にしたほうがいいんじゃないか、そのような土地もかなりある。そのようなお話を聞いております。

それから、このような事業をすべて進めるに当たって、社会保障問題まで取り上げまして、社会福祉など自分たちでできることは自分でやるから、行政の支援が欲しい。馬頭地区で行われていました中山間総合整備事業、このような事業、これをいわゆる小川地区の北西部の喜連川丘陵といいますか、西部丘陵地帯、この地帯にもできれば取り入れてほしい。そうでないとこの集落はいずれ死んでしまう。そのようなアンケート調査が出たと伺っております。

私が住んでおります芳井地区も隣接をしておりますので、似たような状況でございます。

このようなことを踏まえますと、この農地・水事業、あるいは中山間直接支払い事業もそうではありますが、農政だけの視点ではなくて、住民生活を総合的な視野に立って、福祉とか含めて、進めなければならないと考えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（川上要一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本 勇君） この農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、今、議員さんがお話しになったように、福祉とかいろいろそっちのほう面も絡めてやったほうがいいのかというようなことですが、農地・水につきましては、御存じのように、地域が一体となって農業者から地域の消防団、婦人会、そういったいろんな組織と一緒に活動しております。そういうことで、先ほど言いました、今後この事業が一応5年間の事業でありますので、それ以降の継続につきましては、さっき言いました体制整備構想の中でそれぞれの地区で計画をつくりまして、その整備体制構想の内容を検証しまして、その中で意見、要望、活動方針等を集約しまして、今後、町のほうとして事業の対応をしてみたいと考えております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） ぜひ、そのようになって地域からの要望が出された場合、農政サイドだけの問題とするのではなく、町総合的に考えて、いろんな支援を考えていただきたいと思っております。

それと、農地・水事業をやっている、事務処理が非常に煩雑。この事務処理をやるには一般的な農業者の集団では非常に難しい。その集団の中に役場職員あるいは農協職員、県職員、あるいはこういう方々のOB、こういう方を抱えていないとなかなか難しいと思っておりますが、町としての認識はいかがでしょうか、そう思いますか。

○議長（川上要一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本 勇君） 確かにこの事業を実施していく上で、那珂川町各8地区実施しておりますけれども、どこの地区においても役場の職員、あるいは県の職員、そういった方が事務局としてやっております。報告資料とかそういう資料がパソコン関係にかなり明るくないと処理ができないということで、この点につきましては協議会があるんですけれども、協議会の会議の中でどこの地区からも、そういった事務処理が大変で、もっと簡素化できな

いかと、そういうような意見も出ております。もしその事務処理については、今後もそういった会議の中でもうちょっと提出書類を少なくしたり簡素化したり、農家の方でもできるような事務処理方法にするように、協議会なりに要望していきたいと思っております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 私もこの事務処理の煩雑化、これは簡素化できるように要望していただきたいと思っておりますが、今協議会事務局のほうに要望するとおっしゃいましたが、これはどういう段階を踏んでいったら実現可能なのか、その段階の手順というのをもしわかったらお伺いしたいと思います。協議会からどこへ行って、最終的には国にいくんだと思いますが、どういう段階でいったらよろしいのでしょうか。

○議長（川上要一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本 勇君） やはり、この問題につきましては、一番大事なのは、栃木県でもかなりの地区がこの事業に取り組んでおります。そういった中で協議会の中で代表者が出て会議がありますので、まず地域の声を協議会に反映させてもらいまして、それを協議会から県、国という形で上げていくのが一番いいのかなと思っております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 私もこの農地・水の関係者として、この場でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、農地・水事業、これが住民生活向上、限界集落の解消とかその地域の存続、これに非常に役立つような事業になりますようお願いをいたしまして、この件の質問を終わらせていただきます。

続きまして、企業誘致の件でございます。

先ほどの答弁で、この町には過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税が課税免除になる、そのようなお話でございますが、これは多分3年間免除ということであると思っております。この固定資産税免除というのは、これは過疎地域自立促進法とか、そういう法律に基づいてなされる免除措置なので、この免除をした場合、単なる免除になってしまうのか、あるいはこの分がどこからか補てんされるのか、それをお伺いいたします。

○議長（川上要一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） 固定資産税の課税免除につきまして、その免除になった部分、

これは地方交付税で補てんされております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 地方交付税で補てんされる、いわゆるただ単にただにしてやるよと、そういうわけではないということによろしいと思います。

そして、先ほどの答弁の中で、那珂川町には中小企業振興資金融資、これがあって、1億2,000万の基金でやっている。この利用もかなり使われていると思っております。そして、近隣自治体では、かなりの自治体で企業誘致条例というのができております。先ほど町長の答弁の中で、「企業誘致条例という文言ではありませんが、制度化していきたい」と、そのようなお話でございますが、現在考えられるところで、どのような点で制度化していけるのか、ありましたらお願いいたします。

○議長（川上要一君） 町長。

○町長（大金伊一君） 町としましては企業立地奨励金、これは土地購入時の助成であります。それが、それと雇用促進奨励金ですね。これは工場が来て雇用した場合の奨励金であります。この制度の導入については、23年度の予算編成時に検討してまいりたいと、そう思っております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 企業立地奨励金、それから雇用促進の奨励金、これを23年度に予算化すると、そういうお話でございますが、そのほかにこのようなことを含めた企業誘致条例、これは大田原市とかさくら市、那須烏山市等にも出ております。那須烏山市ですと企業の誘致及び立地を促進する条例、大田原市ですと企業誘致条例、こういう名前で制定されております。また、那須烏山市では企業誘致推進、企業誘致報奨金支給制度、このような、中身については私も詳しく存じ上げませんが、このような制度もあると伺っております。那珂川町においてこのような条例の制定、これ制度化ということは、その条例制定かと思いますが、そのような方向でいくのかお伺いいたします。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 今、町長から答弁がありましたとおり、企業立地の報奨金や雇用促進奨励金などを含めた形の企業立地に関する条例の制定を考えております。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） 先ほど出ました過疎地域自立促進特別措置法の固定資産税免除、これは3年間、それで財政支援があると。過疎指定を受けていないところ、こういうところでやった場合は、財政支援があるかどうかわからないのでありますが、大田原市などはこれを5年間とかそういうふうに定めています。5年というのは、あちこちの条例を見てもかなり長くて、進出してくる企業にとっては非常においしく見えるかと思うんです。那珂川町でもこのような条例を制定するに当たり、立地条件、地理的には恵まれているとは言えないこの地域に来ていただくために、よその自治体に比べてここがいいんだよとか、そういうようなことを条例に盛り込む考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 今、福島議員からおっしゃられたとおり、雇用の奨励金につきましては、やっぱり県で今22年度と23年度につきましては、新規雇用者につきまして50万円、5名以上正社員を雇った方に出しておりますので、そんな形を参考にして検討したいと思っております。

それとあと、企業立地の報奨金につきましては、先ほどの大田原市などを参考にして、基本となるのは土地の購入と、あとは設備関係で、今出ました免除関係の固定資産税について補助を一番、5年間ぐらいということで今検討中でございます。

○議長（川上要一君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

○9番（福島泰夫君） かなり前向きな条例を計画中だということで、私もそれは積極的に、なるべくインパクトのある内容にしていきたいと考えております。

企業誘致、一口に言うと簡単でございますが、これは地域の特性を生かす、地域の特性というのは何だといいますと、この町で地域の特性、これは土地、自然、それから人材、遊休施設、このような地域資源、これを含めて地域の特性、これを生かした企業の誘致、またこの町はメディア・アートスクールとの学官連携、これもやっております。このような連携の中から企業が誘致できないか。あらゆる方面にトップセールスマンとして、町長には働きかけをお願いしたいと思います。また、町民に広く情報提供を求めて、小さな情報でもそれを確認して現地に行ってみると、確認してアプローチをしていただきたいと思います。

そして、企業誘致とあわせて、この町には既存の企業もたくさんあります。工業、製造、製造業ですと300億円、このような数字があるかと思いますが、このような既存の企業の育

成、そして町内から新たな事業展開を推進するような、このような人材の育成、そしてその環境整備、インフラ整備等含めて、これから企業誘致に向けて推進していただきたいと思えます。

このようなことをお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（川上要一君） 再開いたします。

---

◇ 橋 本 操 君

○議長（川上要一君） 11番、橋本 操君の質問を許可します。

11番、橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 橋本 操です。通告書に基づきまして職員の綱紀粛正について、4項目にわたって一般質問をいたします。

私は、広重美術館の運営について一般質問を過去2度行ってきましたが、残念ながら入館者増には至らず、大変厳しい運営が続いております。このような中で、9月28日付の下野新聞に大変残念な記事が掲載され、那珂川町の町民に驚きと失望をもたらせました。私が以前に一般質問した事項に対しても真剣に取り組んでいたのかと疑問に思うところであります。また、今後の町行政にも多大なる影響があると思われますので、次の項目についてお伺いをいたします。

（1）大金町長就任後も職員の不祥事が続いているが、今後の防止等の対策はどのように

考えているか伺います。

(2) 当該職員他課への異動は考えていないのか伺います。

(3) 出張旅費がなぜ簡単に支出されてしまったのか、その原因はなぜなのか。

(4) 美術館職員は、議員の一般質問での提言等をどのようにとらえ、職務に臨んでいるのか。

4項目についてお伺いをいたします。

○議長（川上要一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） まず私から、第1点目、今後の防止対策はどのように考えているのかとの質問にお答えをいたしたいと思えます。

このたびの不祥事は、教育委員会所属の職員による出張旅費の不正受給でありまして、9月16日付で教育委員会において懲戒処分が行われたものであります。昨年11月の職員の不祥事による懲戒処分の事案もあり、町長就任後、機会あるごとに服務規律の確保を喚起してきたにもかかわらず、このような事案が発生してしまいましたことは、町長として極めて遺憾であるとともに、さらに厳格な綱紀粛正を図るべきものと痛感をしているところであります。多くの町民の皆さんから厳しいご意見もいただき、厳粛に受けとめているところであり、町民の皆様、議員各位、関係各位に大変なご迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げます。

このような事案においては、職員の法令遵守意識が欠けていたことはもとより、その決裁過程において管理監督者の管理が不十分だったことは否めません。今後の防止対策でございますが、これらのことを念頭に、全職員に対しモラルの向上、そして公務員たる者としての意識徹底を訓示し、また管理監督者にあつては、命令、決裁過程における管理機能を高め、その責務を果たすよう再発防止のためさらなる指導監督を徹底してまいり所存でございます。

また、このような議会での一般質問において取り上げられることは、公務員として実に恥じるべきことであり、職員は危機感を持って、今後このようなことが決して起こらないように誠心誠意職務に精通し、信頼回復を図っていく所存であります。

○議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

○教育長（桑野正光君） 橋本議員の2点目以降のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、係る不祥事が生じたことに対して、教育委員会事務局職員の監督をする立場にある教育長として、町民の皆様方に深くおわびを申し上げます。

2点目の当該職員の他の課への異動は考えていないかということですが、今回の不祥事につきましては、当該職員の非行為が確認されましたので、那珂川町職員の処分及び量定に関する審査委員会の審査を経て、教育委員会が厳正に処分を行ったものであります。したがって、これにより本人の自戒と再発防止が図られるものと判断をし、現時点においては当該職員の人事異動は考えておりません。これから、一層の指導監督をしまいたいと考えております。

次に、3点目の出張旅費が支出されてしまった原因については、関係書類の作成に当たり、館長が兼務のため、事務処理上、美術館事務室に印鑑を備え置いておいたことから、直接的な要因が発生いたしました。館長として管理監督責任を強く感じております。今後は印鑑の保管・管理を徹底し、再発の防止に努めていきたいと考えております。

次に、4点目の美術館職員は議員の一般質問での提言等をどのようにとらえているかということですが、広重美術館は、美術品の調査研究、収集、保管、展示及び普及教育の場として、また町内文化施設としての連携の拠点といった教育文化施設と美術館を核とした観光ルートの開発といった観光施設としての位置づけもしております。美術館職員は、この位置づけに基づいて、議員からの提言を真摯に受けとめ、事務事業を遂行しております。

今後も美術館の管理運営につきましては、最少限の経費で最大の効果が得られるよう、小学校、中学校との連携を密にし、職員が一丸となって町民に親しまれる美術館となるよう、企画展の開催方法や展示等についても創意工夫をし、経費の縮減に努力したいと考えております。美術館の入館者の増加に向けて、また交流人口増加のため、議員の皆様方からご協力もあわせてお願いをいたします。

○議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 1点目につきまして再質問いたします。

大金町長には、昨年の町長就任後間もなく、私ども議員に前町長当時の不祥事をおわびになりました。就任早々新町長にこんなことで謝らせていいのかと、私は同情しました。町というものは継続性がありますから、大金町長にしてみればやむを得なかったのかと思います。こういうことは前任者がきちんと処理をして、立つ鳥跡を濁さずという言葉がありますが、そのような態度を私はとってほしかった。本当に残念だと思っております。

また、引き続き不祥事が起きまして、また私ども、また町民にわびなくてはならない、本当に残念だと思います。私も正直言ってこういう質問はしたくありません。でも、私が質問することは、町民の声です。私ども議員を初め職員の皆さん、本当にだれもが町のため、町民のためと思ってやっていることは間違いのないと思いますが、二度と自分の上司、また町長におわびをさせるようなことのないように十分考えて、今後のまちづくりに、また町民のために一生懸命になっていただきたいと思います。

でも、町長は、昨年、私どもの前で説明、報告、おわびをしたときに、やっぱり二度とこのようなことを起こさないようにと言いましたが、残念ながら起きてしまったんです。これは町長がこうだあだと言っても100%できないことはわかっておりますが、もう一度お伺いいたします。これから本当に起きないためには、本当にここをやっていききたいという考えがありましたら、ご答弁願います。

○議長（川上要一君） 町長。

○町長（大金伊一君） 橋本議員の質問のとおりでございまして、昨年に続いての不祥事発生でございまして、弁解の余地はございません。事件発生後、直ちに課長会を開き、厳重にこの法令遵守について内部機能の充実を強く指示し、また全職員を集めまして事実関係を公表いたしまして、意識改革を強く改善を求めたところであります。

また、今までは職員だけでこの分限及び懲戒処分の審査委員会で審査をしておりましたが、今回から議会、それから監査委員、そして区長代表にも参加をいただいて懲戒審査をしていただきました。やはり、非常に連続して起きるといふこの体質、これはやはり職員の意識の問題でございまして、これからそういう意識の改革をいろんな形で職員に訴えていきたいと思っておりますし、また、こういう法令遵守改善委員会みたいなものをつくる必要があるのかなど、こう思います。

その他については、関係職員から答弁させます。

○議長（川上要一君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良美君） 今後の具体的な内容ということで、今、町長のほうからも答弁がありましたように、まずは職員一人一人の自覚、いわゆるコンプライアンスを向上しなければ、このような不祥事を防ぐということは難しいのかなと考えております。そのようなことから、職員のそういった自覚、意識を高めるために、職員に対する研修等につきましても、総務課が中心になりまして実施をしてみたいと考えております。

○議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 町長並びに総務課長の答弁をいただいたわけですが、二度とこういう問題が起きないように、総務課長初め皆さんと力を合わせて信頼回復に努めていただきたいと思います。

では、2つ目の職員の異動は考えていないのかという質問に入らせていただきます。

教育長の答弁をいただいたわけですが、教育長は異動は考えていないと。私どもからすれば、町民の皆さんも同じだと思うんですが、今回のような不祥事の内容ですと、普通常識からすれば、どちらか一方を異動させるのが普通じゃないかと私は思うんですが、先ほど教育長も言いましたように、美術館は教育、文化の本当に拠点じゃないかと思います。また、小・中学生を無料にしたわけですよ。そういうことを踏まえますと、さらに私は疑問を持つわけですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今、再質問でありますけれども、先ほど申し上げましたように、私のほうのこれは監督不行き届きという点で、私自身のこれは大きい問題であると見て、したがって、私がこれから年度内しっかりと再教育をしていくというのも、これも私の大事な仕事であると。そして、いろんな意味で人間関係を調整して、今後とも那珂川町にとって有為な人材を育てていかななくてはならないという、そういう私も1つの覚悟でありますので、ご理解ください。

○議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 教育長の答弁で監督、責任感を私も肌で感じました。これ以上申し上げるのも何ですから、これからの監督強化といいますか、今後の美術館の運営並びに力をさらに入れていただきまして、2項目めの職員の異動についての質問を終わらせていただきます。

3項目めなんですが、出張旅費がなぜ簡単に支出されてしまったのか。

私が思うには、例えば出張すれば、歩いていく人は余りいないと思いますよね、これ遠方ですから。ですから、バスを使う、電車を使う、飛行機を使う、交通手段はいろいろあると思います。その利用しました費用の証明書、または出張先の証明並びに出張はどのような内容でどんなことかということが多分私は教育委員会のほうへ提出されているのかなと思うんですが、そういうことを踏まえてくれば、簡単に旅費等が支出されるようなことは未然に防

げたのかなと思うんですが、そのところをちょっと説明をお願いします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今、議員のご指摘になったとおりであります。その辺のところは、今回私が大変反省するところでありまして、今後係る状態が二度とないように、厳正にやっていきたいと思っております。本来の事務处理的なことに対しての私の不十分な監督だったと、そういうふうに考えております。

○議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 今後、よくチェックをしていただきまして、二度とこのようなことの起きないように未然に防いでいただきたいと思えます。

（4）番目の最後の質問ですが、美術館職員は、議員の一般質問での提言などをどのようにとらえ、職務に臨んでいるのかという質問なんです。以前の美術館職員は、私どものところへ参りまして、友の会の入会を勧めたり、広重美術館のPRのために協力をしてくれということで、私を初め小川の商工会、小川の観光協会などにたびたび参りまして、力を入れておりました。そのようなことで、商工会、観光協会を動かしまして、広重美術館の職員ともども水戸方面や宇都宮方面などをPRしてまいりました。これは広重美術館だけではなく、那珂川町全体の観光アピールを含めてですが、そのように熱心な職員もおりました。また、先ほども言いましたように、友の会という会があります。その友の会の皆さん方も熱心に取り組んでいると思えます。そのようなことで、本当に広重美術館を心配して、理解のある方々も多数おるわけでありまして。これから、広重美術館としてはPRの方法や入館者増を図るためにどのようなPRをやっていくとか、そういう強い考えがございましたら、ご答弁のほどをよろしくをお願いします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 橋本議員のご質問、そのまま町民の声として、私ども真剣に受けとめていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、できるだけ私ども、町内の子供たちには、美術館のある町で育ったという誇りを持ってもらいたいということを考えておりました。それで現在、星野道夫の写真展をやっておりますが、これにつきましては、町内の小・中学校の児童・生徒全員と、それから2つの幼稚園、美術館の近隣の保育所の園児等についても観覧をするようにということで、足の確保なども図りながら今努力をしているところであります。外の方々に見てい

ただくということと同時に、まず町内の子供たちが子供のころから美術館に親しむという、これをこれから一番の課題として、教育機関としての役割をしっかりと担っていきたい、これが私の今の一番の目標であります。幸い学校等の協力も得られまして、順調に今推移をしているところであります。昨年は、新型インフルエンザの影響で入館者も減少しましたが、ことしは一昨年並みには戻ってくれるのではないかというふうな期待をしております。

美術館のある町としてのイメージアップ、さらには交流人口の増加、そういうもので観光等にも寄与していけるように努力をしていきたいと思っております。現在もPR活動、特に293を使って茨城県から多くの方々がやってきてくださっている。そういうこともありまして、過日も、私のほうでも水戸まで行きまして、パンフレットを配布したりというようなことでやっております。今後とも交流人口の増加を目指して頑張りたいと思っております。

なお、来年の春の連休には累計入場者が50万人に達するだろうと予想しております。この際は、慶事でありますので、何か記念行事等もしたいと考えております。今後とも商工、観光の方々にも一層のご援助をいただいて、交流人口を増加させたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 教育長は、教育の一環ということで、子供たちにも力を入れていきたいというふうに私は感じておりました。

また、こういうことがあったのを教育長はご存じか、気づいているかどうかちょっとお伺いしますが、何年か前に、JRの大宮駅の営業担当が3人お見えになりまして、広重美術館のところでちょっと話し合いを持ったことがあります。そのときには、広重美術館を私どもPRして、また宿泊施設などはあるのかないのかとか、そういうことで3人の方とちょっとお話をしたことがあります。そういうことも引き継いでいるのかどうかわかりましたら、ご答弁のほどお願いします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） ご質問の件に関しては、私は初めて伺いましたので、これについては後で確認をしたいと思っておりますが、私どものほうでも、県外のさまざまなイベントなどでPRする機会を持って、今もやっております。福島県、茨城県、あるいは東京あたりのイベント等にも私どものほうで職員が出向いてPRをしているところであります。

○議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

○11番（橋本 操君） 最後になりますが、過ちを犯してしまったことに対しては、どうしようもないことですが、犯してしまった職員は汚名挽回のため、町民、町の奉仕者である公務員として自覚し、今後の職務に励んでいただきたいと思います。罪を憎んで人を憎まずという言葉もありますから、これから町長、教育長の強力なリーダーシップのもと、今後恥じることのない万全なる体制でできるようお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川上要一君） 11番、橋本 操君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（川上要一君） 再開をいたします。

---

◇ 益 子 明 美 君

○議長（川上要一君） 5番、益子明美さんの質問を許可します。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 5番、益子明美です。質問通告に基づき、4項目について質問いたします。町執行部の明快なる答弁を期待いたします。

まず、消費生活に対する相談対応について。

悪質商法や振り込め詐欺、多重債務などの町民生活と密接したさまざまな消費者問題が発生し、どうしたらいいのかと悩み苦しむ町民が多くなってきていると実感しています。消費者を守り、安心・安全な社会をつくるために、平成21年9月に消費者庁が発足しました。国と地方行政が直結し、迅速に問題解決に対応すべきと考えますが、町の相談対応について伺

います。

町の相談窓口は設置されているのでしょうか。どのような対応をしているか、また相談件数はどれくらいあるかお伺いいたします。

②として、その相談内容によっては警察や弁護士、司法書士や保健師など、さまざまな連携が必要な案件もあると考えておりますが、町ではどのような連携が図られているかお伺いいたします。

専門的な資格を有する職員の育成や消費生活アドバイザーなどの配置、または消費生活センターを独自に設置するなど、問題発生の未然防止と深刻な事態を招かないための積極的な対応をすべきであると考えますが、町の対応を伺います。

2番目、高齢者見守りネットワーク事業について伺います。

去る10月5日の下野新聞に、地域の関係団体が連携しひとり暮らしの高齢者を見守る見守りネットワークが県内でも15市町で整備や準備されていると載っていました。全国各地で高齢者の所在不明問題が明らかになったことを背景に、見守り体制の必要性が再認識されています。高齢者見守りネットワークの目的は、支援の必要な高齢者の早期発見及び早期対応を図ることにあります。現在、那珂川町でも地域包括支援センターにおいてさまざまな支援が行われていると思いますが、気になる高齢者の情報をいち早くキャッチし、支援に結びつけるためにも、町で要綱を整備し、ネットワークを組織すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

3番目として、不登校対策についてお伺いいたします。

一口で不登校といっても、その原因はさまざまであり、複雑な要因が絡み合っていると認識しています。しかし、学校に登校できないということは、児童・生徒本人はもちろんですが、保護者家族においても大変な悩みを抱えることとなっています。学校は、社会生活の基礎でありますから、不登校になると、その先社会に適応していくことが困難になっていくことも十分考えられ、その対策には万全を尽くすべきであると強く感じています。

そこで伺います。

現在、那珂川町の小・中学校で不登校、または保健室登校をしている児童・生徒は何人いるのでしょうか。そのような児童・生徒、保護者にはどのような対応や相談体制がとられているのか伺います。

また、その対応により登校できるようになったなど、改善は見られたでしょうか。

不登校対策として新たな取り組みを考えてはいかがかと考えます。例えばさくら市で行って

いる適応支援教室、これは子供たちの居場所づくりや元気に生活する場として開設されておりますが、このように学校から離れた場で子供たちの意欲を引き出す場づくりはいかがでしょうか。また、矢祭町では、芸術療法、アートセラピーとも言われる心理療法の1つですが、保健室登校の生徒、またはそれを受け入れる側の、教室にいる側の生徒、両方に行っております。これは、自分と人とがつながれる方法を見出すために行うもので、作品づくりを通して、その作品に出てきた気持ちや状況をカウンセリングするものです。さまざまな取り組みを調査し、導入する考えはないかお伺いいたします。

4番目、図書館のバリアフリー化について伺います。

現在の小川図書館は入り口が階段状になっており、車いす等の利用者が利用しにくく、バリアフリー化がなされていない状況にあります。この状況を町はどのように考えているのか、新しい図書館を建てる、またはバリアフリー化をするなどの考えはないかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（川上要一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 私から、益子議員ご質問の2項目め、高齢者見守りネットワーク事業を実施すべきではないかとのことご質問にお答えします。

現在、町と社会福祉協議会では、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を策定中ですが、その中でも、だれもが住みなれた地域で安心していきいきと暮らせるように、行政サービスとともに地域の支え合いの強化による仕組みづくりも検討されているところであります。

ご提案の見守りネットワーク事業についても、高齢者ばかりではなく、障害者、子供たちを含め地域住民を地域全体が支えるコミュニティー力を上げていくということが重要だと考えています。現在、高齢者のひとり暮らし等の支援につきましては、民生委員の皆様や行政区、近隣の方々の援助のほか、町では緊急通報装置の設置、各種生活援助事業等を実施しております。また、災害時等の要援護者台帳の整備中でもありますので、地域福祉計画ともこの整合性をとりながら、この那珂川町に合った見守りネットワーク事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

○教育長（桑野正光君） それでは、益子議員の3の不登校対策について、私のほうからお答え申し上げます。

不登校については、議員ご指摘のとおり、児童・生徒ばかりか家族の苦悩も大変であると私ども認識し、種々対策をとってきているところであります。

まず1つ目、不登校児童生徒の数であります。現在、那珂川町に小学生3名、中学生9名の不登校児童・生徒がおります。ちなみに、文部科学省でいう不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者という定義であります。

また、不登校傾向の児童・生徒数は、これは不登校までは至らないが、休みがちであったり、教室に入れなかったり、学校に出渋りをしたりという児童・生徒ですが、小学生で5名、中学生で9名であり、そのうち保健室登校あるいは相談室登校など別室で生活している児童生徒は、小学生1名、中学生6名であります。

次に、不登校児童・生徒家族への対応については、学校では児童生徒指導委員会等を開催し、不登校、あるいは不登校傾向の児童・生徒一人一人について協議し、さまざまな対応に当たっているところであります。

対応として、1つ目は、家庭訪問や電話連絡により学校の様子を伝えるとともに、家庭での様子を聞くなど、保護者との連携を図っているところであります。これには、担任や養護教諭が中心となり、児童・生徒指導主任や管理職が一丸となって当たっております。週1回から3回訪問しているという報告を受けております。

2つ目は、教育相談の実施です。

担任、教育相談係、中学校配置のスクールカウンセラー等がカウンセリングを行い、不登校の原因を探り、学業生活、あるいは友達関係等の悩みの相談を受けておるところであります。

3つ目として、事例研究会の実施です。

職員研修の時間に不登校の事例を取り上げ、全職員でその原因を探り、対応策を研究しております。

4つ目として、関係諸機関との連携です。

塩谷南那須教育事務所のいじめ・不登校対策チームや町健康福祉課所管の要保護児童対策地域協議会、県の総合教育センター相談部等との連携を図り、児童・生徒への対応や民生委

員の協力を得て、保護者の相談を行っているところであります。

次に、その対応による改善についてですが、家庭訪問やスクールカウンセラーのカウンセリング等により、本年度は不登校、あるいは不登校傾向の児童・生徒が小学校で5名、中学校で4名が欠席日数が減ったり、保健室登校など別室登校ができるようになったり、教室に入れるようになったりと、改善のほうに向かっております。また、月例の報告がありますが、11月の各学校からの報告を見ますと、全く登校できなかった児童・生徒、小学校1名、中学校4名で、全体的には改善傾向にあるということがわかります。

最後に、適応指導教室の開設やアートセラピー等の調査、導入をする考えはあるかのご質問ですが、適応指導教室につきましては、南那須地区の不登校児童生徒の適応指導を行う施設として那須烏山市にレインボーハウスが設置されており、現在、3名の職員が対応しております。ただ、場所等の問題もあり、残念ながら現在は那珂川町から通う児童・生徒はおりませんが、保護者等からの相談業務や各学校への訪問援助活動を行っているところであります。

また、アートセラピー等の導入についてということではありますが、アートセラピーあるいはアートヒーリングというものも含めて有効な方法であるということは認識しておりますが、専門的な知識や技能を要することから、導入の可能性を探りながら今後研究していきたいと考えております。

一方、新たな取り組みとして、退職教職員の有識者にボランティアとして登録してもらい、子供にかかわる保護者や教職員の悩み等について相談を行っていくための保護者や教職員のための相談窓口の開設を検討していきたいと考えております。

図書館についてのご質問には、生涯学習課長がお答えをいたします。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 益子議員の1点目の消費生活に関する相談対応についてのご質問にお答えいたします。

悪徳商法や振り込み詐欺、多重債務など、さまざまな消費者問題については商工観光課に相談窓口を設けて、担当職員が相談に対応しております。相談件数は、平成20年度が12件、21年度が4件、今年度は、現在までに2件となっております。

関係機関との連携については、専門的知識を必要とする相談については、栃木県消費生活センターと連携し、多重債務相談においては栃木県弁護士会多重債務相談センターと連携し対応しています。また、栃木県烏山保健福祉センターが主催して、セーフティーネットワー

ク会議が開催され、警察や社会福祉協議会など関係機関が情報を交換し、連携しています。町役場内は、相談内容により商工観光課、そして保健福祉課や住民生活課など、関係課でその都度連携を図っています。

専門的な知識、資格を有するアドバイザーを設置した消費生活センターを町に設置すべきとの質問ですが、平成21年制定の消費者安全法の規定により、消費生活センターについては、都道府県は設置義務になり、市町村は設置に努めることとされました。このため、県内では今年度より全市で消費生活センターが設置されるに至りましたが、町においては設置されたところはありません。当町においては相談件数が少なく、現在も各種研修を受けた職員が相談に対応しています。また、専門的知識については、栃木県消費生活センターが設置されていますので、今後も連携して対応してまいります。このため、町に消費生活センターを設置する考えはありません。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 益子議員の第4点目、図書館のバリアフリー化についてのご質問にお答えをいたします。

図書館は、町民の生涯にわたる学習活動の拠点として図書館資料の充実に努めるとともに、図書館活動の推進に当たっております。活動の推進に当たりましては、学校やボランティア団体並びに関係機関との連携のもとに、おはなし会や読書会、ブックスタート等、各種の事業を開催し、町民の豊かな教養の習得や情操の涵養のため、各種の施策を実施しております。

図書館の建設年次につきましては、馬頭・小川図書館ともに昭和55年度の建設で、既に30年が経過をしております。利用者に対しましては、図書館としての機能を十分に発揮しているとは言えない状況でございます。特に、小川図書館につきましては、益子議員ご指摘のとおり、公民館の2階に併設をされておまして、利用者にご不便をおかけしているところでありますので、子供たちやお年寄りの利用しやすい場所に、バリアフリー化を含めて移転を検討したいと考えております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

まず、消費生活に関する相談窓口の件なんですけれども、平成20年度、21年度、22年度というふうに相談件数を示していただきましたが、実感として、私のところに来る相談が、多重債務を初めさまざまな問題が寄せられてきています。そのたびに直接、私は司法書士さ

んのところへ伺って取り次ぎをしたりしているんですが、その司法書士さんの話によりますと、那珂川町のここ数カ月の相談件数が非常にふえていると。一体、どうなっているのかしらねという話を聞かされているんです。ですから、町が実際把握しているその相談件数と実態とは隔たりがあるのではないかというふうに感じています。それは、どうしてそういった隔たりがあるのかなというところで、相談窓口がどこにあるのかなかなかわかりにくい、どこに相談したらいいのかわからないということが1つあると思いますが、その相談をこういところでしていますよということをどのように町は今まで宣伝されていたか、1点お伺いたします。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 今のところ、町のホームページで、消費者相談及び多重債務者相談についてということで掲載しております。それと今年に入りましては、ことし2月に消費生活相談のリーフレットを全戸に配布しております。それと、広報なかがわ5月10日発行では、「多重債務でお悩みの方へ」という内容でお知らせをしております。それと6月10日付の広報なかがわでは、貸金業のほうが改正になりますので、その方に大きく変わりますということでお知らせをしております。それと、先月、11月10日発行では、「借金問題で悩んでいませんか」ということでお知らせをしているのと同時に、ケーブルテレビでも文字放送でお知らせをしております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 町としてはホームページやケーブルテレビ、また広報を通じてさまざまな形で周知をされているということですが、実際、極端な話、多重債務に陥っている方などは、なかなかそういったところに相談窓口があるということを知るすが実際なかつたりして、直接法律の専門家のところへ出向いたりするということがあるかと思うんですが、つい最近広報に載せられていた無料相談会の11月7日宇都宮消費生活センター、または11月29日の大田原市役所に相談されていた那珂川町の相談内容があったかどうかというのは把握されていますか。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） それについては把握をしております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 直接県やほかの消費生活センターに相談を持ちかけている町民というのが実際いると思うんです。ですから町も、町に直接相談に来ていないからということではなくて、そういった県の消費生活センターやこういった今回こういうところで相談会をしていますよということ載せているんですから、そこでの状況がどういうふうになっているのかというのを逐次把握していただいて、住民を消費生活の悪質な商法や多重債務から守っていくということに活用していただきたいと思いますが、実際に県のほうの消費生活センターへの相談件数なども聞いていないでしょうか。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 県の消費生活センターへの相談については、確認をしております。平成20年度が78件、那珂川町の方が相談されまして、そのうち消費生活センターに直接行って相談された方が9名、21年度は総計で58件で、そのうち7件の方が直接行って相談されております。今年度は、今のところ9月までなんですが、25件の相談があったと伺っております。これは、今のところ向こうで直接はゼロ件であります。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 県のほうには那珂川町の町民の相談が寄せられているということ把握されているわけですが、具体的にその内容とか、どういったことで相談されているのかとか、その解決方法についてさらにお聞きしていますか。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 国の消費者ネットワーク、パイオネットというのを那珂川町でも設置いたしましたので、そこで消費生活相談された内容というのは全部網羅されているので、その内容については確認をしております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 確認をされているということですので、どういった内容がどのくらい寄せられているということは町で把握していると考えてよろしいんですね。それに対して、そういった問題に対して未然防止を図るために町はどのような対策をとられていますか。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 未然防止をするために、また新たに来年の1月10日発行の広報に、今度は悪徳商法、多重債務、身近な消費者トラブルという形で、こんなリーフレットを配布する予定をしております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） リーフレットは私もちょっと那須烏山市に行ってこういったものももらってきたんです。こういったものは那珂川町でも以前配られていたらしいんですが、ちょっと私の目に触れなかったもので、こういった、こういったトラブルや消費に関連する相談ができるということを絵入りで詳しく説明されているリーフレットが配られると、よりこういったことも相談できるんだ、身近な町に、一番頼りになる町に相談できるということになりますので、またこれをわかるような形で入れていただくというのは大変いいことだと思いますので、ぜひ周知を徹底していただいて、そして入れていただき、またそれに対する把握を徹底していただいて、消費者問題に対する悪質商法などの未然防止や多重債務に対する改善のためのよりよい措置をとっていただきたいと思います。

住民の皆さんにとっては、実際こういきなり電話がかかってきて、どうしてもこういった教材について説明したいからいついつお伺いしたいんですけれども、といったこととか、あと布団、高価な布団をいかがですかということで、電話もかけてくるんですが、その後無理やり自宅にやってくるという件がすごくふえていると思うんです。そういったことに対して予備知識がなかったり、お年寄りだったり、ちょっと弱者だったりする方にとっては、恐怖の余り押し切られてしまうということがありますので、そういった未然防止対策をやっていただくのに、こういったリーフレットもそうですが、例えばケーブルテレビなどで商工観光課長が実際にこういうことにお気をつけくださいみたいなことをテレビに出て具体的に説明していただくようなコーナーを設けるという考え方も1つかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川上要一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高野麻男君） 今、益子議員から提案をいただきましたので、今後検討させていただきます。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） ぜひ、こういった悪質商法や振り込め詐欺、多重債務などで町民生活

が脅かされないような対応をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

消費生活に関する相談対応については、以上にいたします。

次に、高齢者見守りネットワーク事業についてですが、町長に答弁いただいたわけなんです。この那珂川町に合った見守りネットワークの構築を考えているというふうなお話がありました。この那珂川町に合った見守りネットワークというのは、具体的にどのようなものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川上要一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小室定子君） ただいま町長の答弁のほうでお答えしたんですけれども、ただいま地域福祉計画、それから地域福祉活動計画を策定中ございまして、各部会に分かれています。いろいろな検討をさせていただいているところです。そういう中で、ほかでもいろんなやり方をやっておりますけれども、やはり現状に合ったといいますか、那珂川町に合ったような見守りネットワークというのが必要ではないかということで、今後、そういった方向に向けて検討していきたいということでございます。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 例えば、那須烏山市では、那珂川町も民生委員の方や、それから行政区などと連携して、そういった見守りネットワークというのが現段階で、大きな組織でなくても、地域の中の活動としてあると思うんですが、さらに広げた形、例えば民間事業者、医療機関などを含めてネットワークをすることによって、より迅速にその手助けが必要な高齢者、または障害をお持ちの方、いろんなさまざまな方がいらっしゃると思いますが、そういった方の早期発見、早期対応につながっていくということがあると思います。

実際、那須烏山市では、ある衣料品の大手スーパーにいつもやってくるおばあさんがいるんですが、紙おむつをきのう買っていったのにまたきょうも買いに来たと。ちょっとおかしいんじゃないかということで連絡をしたら、やっぱりちょっと認知症が進んでいたとかということが早期にわかったりとか、そういった生活に密着したところで情報を得られるというのも早期対応の1つだと思うので、そのネットワークをもしお考えいただくのであれば、そういった民間事業者、医療機関など、さまざまな機関を含めた形を検討していただけないかどうか、お伺いいたします。

○議長（川上要一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小室定子君） この見守りネットワークの方法については、いろんなやり方が多分あると思います。議員がただいまおっしゃられましたような、民間事業者の協力というの必要なことではないかというふうに思っておりますし、このほかにも、新聞配達の方とか乳酸飲料の配達の方とか郵便局の方とか、いろんな方々にご協力をいただくというの必要なことというふうには思っておりますので、ぜひ、そういった方向でも考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） それでは、さまざまな形での民間事業者、あるいは医療機関、新聞店、乳酸飲料を販売している方など等を含めた本当に地域全体となって温かな高齢者及び障害をお持ちの方たちの見守りができるネットワークの組織を構築していただきたいと思います。

ちょっと違う話になってしまうかもしれませんが、こども110番の協力の店というステッカーがありますよね。あれは私なんか馬頭中学校PTAの時代に、こういうのがあったらいいでしょうということで作成したんですが、あのステッカーがあることによって、地域全体で子供たちを見守っているんだよという意識が地域住民にもありますし、保護者や子供たちも、いざ何かがあったときはそういうところに駆け込めるんだという安心感がありますよね。そういったことで、見守りネットワークの事業の中でもそういった協力店みたいな、協力事業者、または個人の家でも構わないと思うんですが、そういったものを行っていますよというような案内を出せるような形というの1つ考えていただければなと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（川上要一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小室定子君） ただいま答弁の中で、高齢者ばかりではなくて、障害者とか子供もといったお話をしたかというふうに思いますけれども、ただいま議員がおっしゃられましたようなこともそのとおりだというふうに思っておりますので、ぜひともいろんな形を組み合わせる形で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） では、高齢者見守りネットワーク事業についてはよろしくお願いますということで、終わらせていただきます。

次に、不登校対策についてです。

不登校、または保健室登校をしている児童・生徒が予想以上に多いなということを思いました。この子供たち、児童・生徒の主な不登校の要因というのを把握されていると思うんですが、どういった要因が一番多いのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 数については確かに多いかもしれませんが、全国的、例えば中学校ですと全国平均が13パーミルということですから、1,000人に13人、細かくいえば35人に1人ぐらいの感じにいるということでありますので、那珂川町が決して突出して多いということではないという認識はしております。

それで、特に原因、わからないというものが多いです、いろいろ統計上。ただ、わかっているものの中で多いものを申し上げますと、いじめを除いた友人関係というものが一番多くなっております。それから、不登校と悪循環をなすような形で、学業問題、学校へなかなか行きにくいというようなことで、学業のおくれから来るさらに悪循環の不登校になるというものが順位としては上位になっております。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） さまざまな原因がある中で、いじめを除いた友人関係、または学業問題の悪循環ということが多いというお話しですが、小学校から中学校へ行くとき、小規模校から馬頭中、小川中に入るときに、例えば東小から入る子供たち、地区ごとに同じクラスではなくて、1人だけ別のクラスになってしまったというような、自分だけ友達と一緒にいられなかったというようなことで、それだけが原因ではないとは思いますが、そういったことで行けなくなってしまったというような例も聞いています。中学校へ入る段階で、1年生のクラス編成を考える段階で、そういった地域的な配慮というのはなされているのでしょうか。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今、お話しのごことは、福島議員のほうからのご質問もありましたが、中1プロブレムというもので、小学校から今度教科担任制になる、教室移動もある、さまざまなことで小学校と違う環境になる、あるいは小規模校から大きな規模の学校に行くというようなことで不適応を起こすということも、これは事実であります。そういう点で、小学校、中学校の校長会等で、小・中連携を図ることということでお願いをしてあります。もちろんこの中1プロブレムという言葉で校長会で指示をしております。ただいま議員がお話しのよ

うに、小さな学校の地区の子供たちがクラス編制上どのようなところで配慮されているかということについては把握しておりませんので、これについては今後校長会等でそういう点についても配慮するようという指示をしたいと思っております。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 実際に仲のいい友達と離れてしまったり、また地域の関係上、小規模校から来る児童・生徒はとても密接な関係にあるんですね、友人関係が。中学生に入ると教育環境も変わって緊張状態にある中で、友達関係もなかなかうまくいかないということから不登校になるという例が結構どの時代にもあるのではないかというふうに考えています。その中学1年生のクラス編制に関しては、これから小川小学校の統合関係のこともあるとは思いますが、ぜひ慎重に検討していただいて、できれば配慮をしていただきたいと思います。私自身は、そういった中で逆境に負けない心づくりを本当はさせていきたいかなというふうにも思うんですが、実際問題そういうことが起きている保護者、または児童・生徒に関しては、本当に大きな悩みとなっていますので、ぜひその件に関してはご配慮いただきたいと思います。

それから、適応支援教室とか、あとアートセラピーの話をさせていただきました。適応支援教室というのは、ここでも広域で那須烏山市にあるということなんですが、やはり遠いという地理的な問題があって、そこにまで通えないということがありますよね。そういうことでさくら市も何か矢板の片岡にあったらしんですが、独自に氏家につくったということだそうです。そういった適応支援教室がいいのかどうかという問題もこれから検討していかなくてはならないというふうにさくら市の担当の職員の方にはお聞きしましたが、学校と違う場所で気が楽でとても元気にそこへ行くことができるという、いいこともある半面、学校から離れてしまうというマイナス面もあるということですので、できれば私はアートセラピーというのをぜひ活用していただければなと思っています。

このアートセラピーというのは、アート画材を用いて作品づくりをして、その作品に出てきた気持ちや状況を通してカウンセリングをする芸術心理療法であるということです。作品をつくっていくうちに何ができるようになるかということ、まずは楽しく作品づくりができる。カウンセラーと話をすることでこの人は大丈夫という安心感と信頼感が生まれ、自己表現ができるようになるということが1つあります。また、2つ目としては、できないことをでき

るようにすることで達成感がわいて自信につながっていくということ、それから3つ目としては、作品を通して自分に気づき、自発性や自尊心が生まれ、主体的に物を考えられるようになる、4つ目としては、作品について説明をすることによって、コミュニケーション能力、伝える、話すことや聞く力が備わってくるなどの効果があると言われています。

実際、矢祭町でこのアートセラピーを行っています。保健室登校の生徒に対してと、保健室登校の生徒がだんだんに心を回復していった教室に戻れるようになる。しかし、その教室にいる生徒たちの対応も少しずつ変化がないと、なかなかうまくそこに入っていくことができないということで、教室にいる生徒に対しても同じようなアートセラピーを行っているんです。ぜひ調査研究していただいて、那珂川町で取り入れてみてはどうかというふうに思います。実際、このアートセラピーを施しているカウンセラーの方は那珂川町にいます。ぜひ調査研究をするお考えはないか、もう一度伺いたします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今お話しのアートセラピーについては、私どものほうでも有効な手段だということはもう十分把握をしております。何よりも自己表現をし、そして自分に気づきをしていくという、そういう作業をするという点では大変いいことですし、そして専門のカウンセラーと信頼関係ができる、そういうことを考えても、これは十分検討するに値すると思います。今お話しのように那珂川町に在住しているという方が、そういう専門家がおいでだということでありますので、これから私どものほうでいろいろ教えていただきながら検討していきたいと考えております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） アートセラピーのことは、前向きなご答弁をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1点、不登校に関しては、未然防止の視点というのもこれからは大切ではないのかなというふうに考えています。保育園、幼稚園の時代から小学校、中学校へと情報の共有等、ここでいえば健康福祉課との連携をとっていきべきと考えますが、未然防止の考え方として、教育長は町としてどのような考え方があるかお伺ひいたします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今ご指摘のように、それは健康福祉課のほうとも就学前のさまざまな検討の場を設けて、子供一人一人について把握をしているところでありますし、それから

就学している子供たちについては、これも桐生の事件も生かしながら、子供たちのひだを読み取るようにということで、子供たちのサインをキャッチするようにということで指示をしたところでもあります。今、こういう時代ですから、どういう場所で起きる、あるいは起きないというようなことも見えない時代になってきましたので、私どものほうで今不登校のみならず、子供たちの内面までつかめるような指導をしていきたい、そんなふうを考えております。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 子供の将来に大きくかかわってくることも考えられる大変重要な不登校問題ですので、子供たちが楽しく生き生きと学校生活を送れるよう万全の対策を期することを期待いたします。

それでは、小川図書館のバリアフリー化についてお伺いいたします。

課長のほうから、小川図書館のほうは建て直しを考えているということでご答弁いただきましたが、具体的にどのような形での新しい図書館ですか、を考えられているのか、今の時点で答えられる範囲で結構なんですが、お願いいたします。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 今、益子議員、建て直しというふうにおっしゃったんですが、移転というふうにお願ひしたいと思うんですけれども、図書館の設置数につきましては、中学校区1カ所が望ましいというふうに言われております。そういうこともありますので、馬頭、小川という形で設置をしたいと考えておまして、小学校、中学校に近い、それからまたお年寄りにも利用しやすいような場所ということで、小川庁舎のすぐ前にありますもとの健康管理センターを改造させていただいて、何とか早く2階から1階のほうにおりたいというふうな考えでおります。

それと、統合の図書館につきましては、今のところ町の財政状況等も勘案しまして、ちょっと検討させていただきたいと思っています。中学校区に1カ所ということもありますので、統合はちょっと控えさせていただければなと思っています。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 失礼しました。移転ということですね。場所としては健康管理センタ

一のところを考えているということで、茂木町のまちかど図書館というのは行かれましたか。あそこは町の中の空き店舗を利用して、そこをきれいにして、図書館というほど大きくはないんですけども、そういったものをつくっています。あそこは、小・中学生ですか、がバスで帰るときのそれまでの時間をつぶす場所としても有効活用されているんです。なので、健康管理センターだと小川小学校から近いですし、これから小学校の統合もあってスクールバスの導入も考えられていますので、その時間調整をその場でもできるような形として、ぜひ再利用できるような形を、私もそういうふうに考えておりましたので、ぜひ早急につくって移転していただければと思いますが、具体的にいつごろという計画があったらお願いいたします。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 改造関係につきましては、今の各部屋、余りがらんどどうにするということではなくて、幼児の部屋、それから小・中学生の部屋というような形で部屋を有効に利用したいと考えております。それから、あとはお年寄りも集まりやすいような部屋ということで、いろんな校区に分けてやりたいということで考えております。

時期的には、夏休みまでは今の図書館を利用させていただきたいなと思っております。夏休みが明けましたら移転を考えたい。それまでには改造も終了させたいと思っております。ただ、町の財政状況も、先ほど言いましたようにありますので、その辺はちょっとにらみながらということやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

○5番（益子明美君） 幼児、小・中学生の部屋、そしてお年寄りのための部屋ということで、世代間交流ができる場としても期待ができると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

図書館については、できれば統合図書館というね、先日議会でも余りにもすばらしい図書館を行政調査してきたものですから、あんなすばらしいのは要らないとは思いますが、教育機関であり、生涯学習の場であり、町民の触れ合いの場でもある図書館でありますので、そういった充実を図るためにもぜひ早急に移転改造計画を進めていただきたいと思います。

以上、私の質問といたします。

○議長（川上要一君） 5番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は14時5分とします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（川上要一君） 再開いたします。

---

◇ 佐藤信親君

○議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問を許可します。

1番、佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 通告書に基づきまして、2点ほど質問したいと思います。

まず1つ目、小中学校等のプール整備について。

現在進められている小川中学校校舎の耐震化工事、体育館の新築工事につきましては、順調に工事も進み、来年4月から使用できるとのことで、大変喜ばしいことでもあります。しかし、体育館新築工事により、従来あった中学校のプールが取り壊され、水泳の授業のために生徒の移動時間を含め2時限を費やして授業を受けていると。それも町民プールを使用しているとのことであります。

小川中学校プールを初め既存の町内小・中学校のプール建設年度を見ますと、昭和50年代前後に建設された、バブル期につくられたもので、全国各地あらゆる施設がその当時つくられた記憶がございます。もう建築30有余年が経過し、老朽化が進み、改築年度に差しかかっているのではないかと考えられます。

そこで、今後の小川中学校ほか各小・中学校のプールの整備及び町民プールの整備も含めた将来のあり方について伺います。

2項目めといたしまして、文化・文化財行政の取り組みについて、町の姿勢について伺います。

当時当町は那珂川流域に古代より栄えた地域で、縄文、古墳、奈良・平安期と連綿とした悠久の流れにあります。古代文化の宝庫でもあります。平成12年10月の文化財保護法50周年記念式典の折、長年の文化財保護活動及び調査研究が認められ、文化財愛護協会が文部大臣表彰を受賞いたしました。また、和見唐御所は、保護法制定以前の昭和9年に国指定となり、その後、那須官衙、那須小川古墳群、那須神田城が国指定を受けるなど4つの国指定史跡を有する町は、県内見渡してみても特異的なものであり、県内外に広く那珂川町は知られるところでございます。

このような町にあって、生涯学習課内に文化係もなく、ましてや文化財係もない町は、県内唯一ではないかと思えます。なす風土記の丘誘致に際しては、当時の小川町が町を挙げて取り組んだことも1つにあるが、埋蔵文化財の発掘等の成果があったからと言っても過言ではないと思えます。また、当町より輩出した故大金宜亮氏及び東京より移住された故大川清先生の尽力も多大であったと思えます。

このようなことから、担当係の設置は必要不可欠のものと考えことから、次の点について伺います。

文化及び文化財に対して、どのような認識を教育長及び町長は持っているかお伺いしたい。

2つ目、文化・文化財係を設置する考えはあるか。

3つ目、国指定史跡の公有地化及び史跡活用計画策定に取り組む考えはあるかの3点についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（川上要一君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

○教育長（桑野正光君） それでは、佐藤議員ご質問の小中学校のプールに関してお答えをいたします。

ご指摘のように、小・中学校のプールにつきましては、施設を持たない馬頭小と馬頭西小を除き、昭和49年から昭和54年にかけて建設されたものであり、建築後31年から36年が経過をしております。大規模な修繕により延命措置を施しているプールも一部ありますが、過半数の施設は老朽化が進んでいるところであります。小川中のプールにつきましては、屋内体育館の改築、新築ではなくてこれは改築であります。改築に伴いまして、用地確保のためやむを得ず撤去し、小川町民プールを利用してありますが、小・中学校における水泳の授業時数は、小学校で年間8時間、中学校では一、二年生を通じて20時間と比較的少ないことか

ら、授業を集中的に行うことにより教育の効果が期待できることや施設の効率的な活用が図られること、地理的に近いことなどをかんがみ、新たにプールの設置は行わず、今後とも町民プールを利用する考えであります。

他の学校につきましても、町民プールの利用を視野に入れて検討しておりますが、夏期のみの開場では、利用できる期間に限度がありますので、当面は最低限の維持補修を行いつつ、各学校プールの利用を継続する考えであります。

また、馬頭の町民プールにつきましては、昭和43年度に開設し、42年が経過し、小川の町民プールにつきましても昭和53年度に開設し、34年が経過し、ともに施設の老朽化が激しい現状であります。プールの利用状況でございますが、馬頭プールは一昨年の健武、武茂、和見小学校の統合に伴い、現在は馬頭小学校の児童利用がほとんどでございます。小川プールにつきましては、幼児・低学年用プールを備えていることから、馬頭地区からも親子連れの来場者がございます。さらに本年度から、佐藤議員ご指摘のとおり小川中学校の生徒の使用が始まりました。

プールの維持管理費につきましては、馬頭・小川プールを含めまして、平成21年度190万円程度となっております。佐藤議員ご質問の町民プールの整備につきましては、先ほど申し上げたとおり、両地区のプールがともに老朽化している現状であります。現在町では総合振興計画の後期計画の策定作業を行っているところでございますので、町社会体育施設整備計画の中に町民プールを整備すべく調査研究をしたいと考えております。また、町民プール整備までの2地区のプールの維持管理につきましては、まず馬頭プールは先ほど申し上げたとおり、利用状況が馬頭小学校の子供たちの利用がほとんどでございますので、プールの利用の妨げにならないよう、プール周辺や更衣室、トイレ等の修繕を行いまして、馬頭小学校に移管し維持管理を行っていききたいと考えております。小川プールにつきましては、当面幼児を含めたプールの利用者にご不便をかけない程度の修繕を行っていききたいと考えております。

文化・文化行政については、生涯学習課長がお答え申し上げます。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 佐藤議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

第1点目でございますが、文化及び文化財に対しどのような認識を持っているかのご質問でございますが、現在、那珂川町では、那珂川町総合振興計画後期計画を策定しておる途中でございますが、なす風土記の丘資料館、馬頭広重美術館、馬頭郷土資料館、小川郷土館の整備充実と各館の役割や専門性を図り、より効率的で魅力的な施設の管理運営、連携事業

を実施することで検討しているところでございます。また、那珂川町は古代より那須地区の政治、文化の中心として栄えたところでありまして、特色のある貴重な国指定、県指定の史跡、文化財が数多く残されておりまして、先人から残されたこれらの史跡や文化財を保護し、調査研究、啓蒙普及を図ってまいりたいと考えております。

第2点の文化・文化財係を設置する考えはあるかのご質問でございますが、文化財行政は、議員ご指摘のとおり、大変重要であると認識をしておりますが、町の行財政改革の各課事務事業の見直しの中で現在の課の執行体制になったわけでありまして、課内で対応できるような方策を研究したいと考えております。

第3点の国指定史跡の公有化及び史跡活用計画策定に取り組む考えはあるかのご質問でございますが、国指定史跡の活用につきましては、策定する方向で現在検討をしております。また、公有地化につきましても、議会の皆様のご意見等をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） ただいま教育長及び藤田課長より細部にわたるご答弁がありました。再質問いたします。

まず、町内小・中学校の既存のプールは昭和50年代前後ということで、昭和56年に新耐震基準に適合していない施設ではないかと思われま。学校等の校舎等につきましては、耐震構造等の診断をなされているようでありますが、プールにつきましても耐震構造の検査もしなければいけないと。特に配管溝関係ですね、あそこら辺が特にひび割れとか破損のするおそれがあるということも考えられますので、そのほかにまた老朽化が著しいというようなご答弁でございますので、この安全性についてお伺いいたしたいと思ひます。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） プールの耐震についてご質問ですけれども、スポーツ振興法が制定されたのが昭和36年であります。そのときに国民皆泳、だれもが泳げるようにということで各学校にプールがつくられるようになりました。したがいまして、本町でも昭和40年代から50年代にかけて学校のプールが建設されました。したがいまして、56年度以前のものばかりですので、新しい耐震基準に合致しているプールはほとんどないのではないかと考えております。

しかし、これは本町だけではありませんが、全国的に財政難の折、学校プールの耐震化工事はほとんどなされていないというのが現状であります。また、屋内型でない外にあるプールということでもありますので、本町でも児童・生徒が日常的に生活をする教室棟、特別棟、あるいは体育館棟の耐震を急ぎ実施していきたいと考えております。したがって、現在のところ学校プールの耐震工事については予定をしておりません。

今後とも保守点検を行いながら、できるだけ各学校のプールの使用期限を延ばしていくという考えでおりますし、児童数の減少等により、これからスクールバス等の活用も図りながら学校プールの共同利用、そんなことも視野に入れて考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 余り使っていないから大丈夫だということではありますが、地震が来ればすぐ逃げればよいということであるかもしれませんが、余りよくない施設ではないかなと思います。そこで、耐用年数から見ても、当然そう長くは使用できるような、維持補修を図るにしても相当な金額がかかってくると。建築費に比べれば、相当安い費用で済むわけですが、当然クラック、大きなクラックが入ってくれば、当然もうちょっとしたメンテでは済まないというようなこともあるので、将来何らかの方法で対応を考えなければいけないというふうに考えております。

また、中学校は体育館改築工事でなくなってしまったわけで、そのかわりとしまして町民プールを使用しているということになりますと、先ほど教育長さんが言われました中一、二年で20時間の授業時限をクリアしなければいけないということを考えますと、当然利用するに当たっては移動する時間も若干かかってくるかと思えます。それで、そこにおいてプールで泳ぐと、移動して帰ってくると。普通大体50分授業ですよね、中学校は。その中で10分、10分で行くと実質30分ぐらいしか水泳ができないというようなことであるので、授業時間も含めた上での20時限を確保しているのかどうなのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今、プールがない学校が2つと申し上げましたが、西小についてはスクールバスで移動しながら連続して実施をする。小川中学校についても、間の休み時間を含めて連続2時間を実施することで実時間をできるだけクリアしようということで、移動の時間も含めてもそれほど極端に時間数が少なくなるということがないように、今配慮してい

るところであります。

以上です。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 少子・高齢化の中で、さらなる小学校の統合が現在検討されているわけですが、また町の財政事情も逼迫しているというような現状の中で、将来的に1校に1つのプールの必要性があるのかないのか。今、先ほどの教育長さんが言われましたけれども、共有化的な考え方で今後進めていくのか。もしその点についてお聞かせいただければと思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 現在、プールの使用できる期間が大変短いということもありますので、本来的にいえば、年間を通して使えるプールがあるということが一番ふさわしいんですけども、これについては建設費及びランニングコスト等を十分私どもこれから研究しなければならぬ課題だと思っております。ご指摘のように各学校のプールがほぼ同じころにつくられたということは、ほぼ同じころに老朽化して、いろんな意味で使用ができなくなるということになります。阪神・淡路大震災のときには、市内の小・中学校のプールの3分の2が漏水をしたということでもありますので、そんなことも考えますと、必ずしも私どもの町内のプールが楽観視できる状態ではないということは十分認識はしております。特に給水等々の破損など危険がないような形で補修をして、できるだけ延命措置をしていきたいと考えております。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 先ほどの幼児のプールの使用に当たってのお話が教育長さんのほうからもありましたけれども、従来、旧小川町時代には、保育園、幼稚園、すべての施設に小さいながらも水遊びできるぐらいのプールが設置されておりました。今回、統合保育所ということでわかあゆ保育園がことし開園したわけですが、当然プールがつくられるのかなという従来の認識でいきますと、そういうふうに思っていたわけです。ところが、設置されていないと。急遽簡易プールで、ゴム製のプールを使用しての水遊びをしているということでもありますけれども、馬頭地区においては保育園等もすべてそういう形でやっているということでありましたので、これはいたし方がないかなというふうに思っておりました

けれども、幼児期より水に親しむということは、水に対して恐れをなさないという教育、私どものほうも小さいうちから那珂川で命がけで泳いでいたというようなことで、そういう経験もございます。ですから、幼児期の水泳というか、プールに親しむ、水に親しむということが今後の成長過程において重要な一端を担うのではないかなと思います、教育長、いかにお考えかちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。

通告に基づいてなるべく質問をお願い申し上げます。

教育長、いいですか。

教育長。

○教育長（桑野正光君） 保育園のほうはちょっと私のほうでも念頭になくてすみませんでした。

ご指摘のように、本来は幼稚園等からプールに親しむということが必要だと思っておりますけれども、現在のところは、小川幼稚園などでも夏の簡易のプールで過ごしているということであります。小学校では本格的に時間数に組み入れてやりますので、そんなことでこれからは乗り切っていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 町民プールが2カ所、当町にはあるわけでございますけれども、馬頭小に設置されている町民プールは、今度馬頭小に改修を施して移管するということでございますが、各小・中学校と同じようにこの2カ所の町民プールも、先ほども申しましたように相当老朽化が進んでいると。また、特に小川のプールにつきましては、循環式のろ過装置は稼働しておりますが、給水装置が切断されております。多分水を入れるときに水道管から直接ひいているというような事態になっているのではないかなと。また、ことしのような猛暑の中で給水が十分にできないということになりますと、プールの温度が上がり過ぎまして、プール病という病気にかかる。あと、私も初めて知ったんですけども、プールの中で日射病になるということも考えられますので。また、消毒剤等につきましては、固形の使用をしているということで藻が張ってくるということになると、保健衛生上もちょっと問題があるのではないかなというところで、担当は相当苦慮されているのではないかなというふうに思っております。また、プールはちょっと軟弱なところに建っておりますので、相当亀裂が入っているということもございます。

先ほどの話では、補修、修繕をしてまた活用していきたいという答弁でございましたけれども、今後整備計画について検討しているということでございますが、いつごろを目標年次として考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 2回目の質問にお答え、2回目といたしますか、お答えをいたします。

水質検査につきましては、プールの開設時に栃木県の薬剤師会に委託をいたしまして実施しております。いずれのプールにつきましても基準値はクリアしております。

それから、消毒薬剤でございますが、24時間循環しております液体の薬剤と毎日固形の、先ほど議員ご指摘の固形のネオクロールというものを投入しているわけですが、それを投入して水質の検査といたしますか、pH、それから塩素系を検査しておりますので、衛生面につきましては十分対応できるかなとは思っております。

それから、亀裂等、先ほどありましたが、ちょうど汽水線、水がこぼれるところにちょうど亀裂が入っているんですが、汽水線からの漏れなんで、プール自体は対応できるかと思っております。ただ、先ほどご指摘のように藻が生えることがあります。ですので、その時間だけとめまして、クリーナーをかけて対応しているというのが今の現状でございます。

それから、新しい町民プールの目標年次ということでございますが、これにつきましては、町の財政状況等を勘案しながら検討させていただきたいと思っておりますが、できるだけ早い時期に設置したいという考えもございます。その辺でご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 小学校で8時限、中学校一、二年で20時限の水泳授業時限と、短期集中的な活用で年間最大2カ月の利用期間の中で効率的に利用されているということでございますが、プールというものは多額の建設費用がかかってまいります、利用期間が限定され、対費用効果の面から見ても決して望ましい施設ではないというふうに思われます。

そこで、小川福祉センターの整備計画を策定するとき、温水プールをつくり、温泉を利用してリハビリを図るという計画がありました。そこにあわせて温水プールもつくるという計画もあったように記憶しているわけなんですけれども、小・中学校のプールも老朽化して、町民プールも老朽化しているというこのご時世に、中学校が町民プールを利用して授業時限

を達成しているということから考えてみても、町民プール、室内型の温水プールを利用してやれば、年間を通じて学校も利用できる。そこに一般町民の方も集える。親子も楽しめる。ましてや今度リハビリ用の足腰の悪い方、負荷の少ないプールの中でのリハビリ等も考慮すれば、相当効果的な活用が図れるのではないかなというふうに考えます。

そうすれば学校のほうでも、今度ゆとり教育の見直し等により学力重視の授業体制になってくるのではないかなというところで考えれば、年間利用できる中でその時限をクリアするカリキュラムが組めていける、そういうメリットもあるんじゃないかなというふうに思いまして、できれば今後町民プール、学校のプールを見直すときには、統合して屋内型の温水プールを設置されたほうが、今後の町の財政等の面から考えても効率的な運営がなされるんじゃないかなと思いますので、そういう計画策定をする考えはあるかないかお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 先ほど生涯学習課長がお答えしましたように、私ども、これについては既にいろいろな面で研究はしております。私も過日、那須町のプールの施設を見学してきたりもしましたが、プールは建設費が非常に高いということ、そして年間を通してこれを温水プールということであると、本当にランニングコストをどうするかというような問題もありますので、これは私ども、これからも慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） やはり、どこへ行ってもそのお金の問題ですけれども、初期投資は確かに高いかもしれませんが、長い目で見た場合、例えば小・中学校に1個ずつプールをつくるとなると、もう3億円掛ける幾つというような計算になってまいりますので、1カ所に集約してしまうというようなことも考えられるのではないかなと思いまして、その温水プールについて前向きな検討をお願いし、この質問を終わりにさせていただきたいと思います。

2番目の文化・文化財行政の取り組みについてということについてご質問をしたいと思います。

先ほどの答弁を聞いておりますと、どうしても計画策定とかそういうものであって、文化・文化財に対する認識としてはちょっとこう、私としては受け取れないということでありま

そこで、この文化・文化財は何かという定義を考えてまいりますと、人間が社会の成員として獲得する振る舞いの複合された総体のことであり、社会組織ごとに固有の文化があるとされていると。こういう社会の組織の成り立ちの中から生まれてくるものが文化・文化財であるというふうに認識、私はしているわけなんです。その先人たちの残されたもの、それがいろいろな文化財、食文化とか、あと伝統芸能としての文化とか、そういう形で残されてくるもので、これは連綿としたものであって、その地域地域に限定された文化ではないかなというふうに私は認識しております。その先人たちが残した生活痕、それが文化財であり、埋蔵文化財となって今現在残されているものではないかなというふうに思います。

この文化財としては、有形文化財、民俗文化財、無形文化財、記念物、文化的伝統的建造物群、埋蔵文化財と、これは文化財保護法によって貴重な国民的財産であり、公共のため大切に保存し、文化的活用に努めなければならないというふうに規定されております。地域資源として町の観光資源としても重要な部分を担うのではないかなというふうに感じております。

12月2日に商工観光課主催でやったかと思うんですが、地域ブランドの活用についての講演会、その中でも、文化財、文化、これは地域資源として大いに活用すべきであるというようなご講話がございました。特に那珂川町は、古代よりさまざまな古代文化の眠る町であります。時代が古過ぎて目に見える文化財はありませんが、埋蔵文化財につきましては全国的にも知られる包蔵地を有している町でもあります。過日、文化財愛護協会の視察で行田市のさきたま古墳群等を視察してまいりましたけれども、そこの担当者も、「那珂川町です」と言ったら、茨城県的那珂川町だというふうに認識していたのか、余りいい顔をしなかったんですけれども、「栃木県的那珂川町です」と言ったら対応がごろりと変わりました、懇切丁寧に説明していただけたというような、全国に知れ渡っている町でございます。

また、調査するたびに新たな発見があると。何が出てくるかわからないというのが考古学者の間でも専らの評判でございます。ですから、「東の奈良の都」とも考古学的には言われるところでもあります。

この文化財、文化というものは、お金にはかえられない貴重な町の宝でもあり、また貴重な資源でもあると思います。特に今、フグとかイノシシとか、そういう地域興しによって生まれてきた物産とも絡めて、これは文化財を整備することによって町の活性化にもつながってくるのではないかなというふうにとっています。私は、このような認識に立って、町の文化・文化財行政がなされているのかなというふうに考えておりますので、そこで町長、教育

長に、この認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 町長にかわりまして、私のほうで、文化財ですので、これは答弁させていただきます。いいですか。

私のほうも、風土記の丘資料館のほうに勤務をしておりましたので、今までの文化財保護に対する地域の皆さん方のご尽力、大変感謝しているところでありますし、那珂川町には埋蔵文化財が数多くある。議員ご指摘のように、町域には5カ所の国指定史跡があると、これはもう県内屈指であるということでもあります。これらの指定になるまでには、議員ご承知のとおり、戦後の窮乏期から町の方々、地域の方々が資金を援助しながら多くの方に発掘を依頼して今日の指定になったということも私ども聞いております。まだ発掘されない未調査の埋蔵文化財も数多くあるというふうに認識しておりますし、今後さらに継続して調査をしていく必要があると思っております。

すぐれた遺跡が活用されて初めて史跡というものになって、活用されないものは遺跡のままです。そういう点で、これから真に活用されるような史跡になっていくということが必要かと思っております。先人たちが残したすぐれた資産を活用して後世に残していくというのは、私どものこれは務めでもありますので、これは今後とも厳しい予算の中ではありますけれども、現在も国庫補助をいただきながら毎年、年2回実習を兼ねて学生たちが意欲的に献身的に発掘調査をし、着実に成果を上げております。文化財行政の後退だというそしりを受けないように、私どものほうでも努力をしていきたいと考えております。どうぞご協力、よろしく申し上げます。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 大変ありがとうございました。

そのような意気込みで町の文化財行政、文化行政の振興にご尽力願いたいというふうに思っています。

次に移りたいと思います。

2番、これは私ショックを受けたことございまして、町の行財政計画に伴って各課事務事業の見直しで現体制になったということではありますが、見直しによって、何か私は町の文化・文化財行政は切り捨てられたというような認識でおります。特に私、風土記の丘へ行ったときに、当然生涯学習課の中の文化財係として風土記の丘に行っているものと思って行っ

てお話をしてみたところ、話が全然違っていたということで、これは相当ショックを受けたところでございます。

この文化財行政を切り捨てた形だけの、表向きやっていますよというような事務を行えばいいというような見方を内外からされても不思議ではないのではないかというふうに考えております。幾ら総合振興計画や後期基本計画を策定いたしましても、そのような考え方は具現化される見込みもなくなっていくのではないかなというように私は感じます。対外的にPRする上でも、また文化・文化財行政を推進する上でも、対外的にも信頼を失うのではないかなと懸念いたしております。

現在、この文化・文化財を担当している職員はどこで担当しているのか。だれがやっているのかという、名前はいいんですけれども、当然だれかがいなければ町の文化・文化財行政は動いていないというふうに思いますが、どこでやっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 担当ということでございますが、生涯学習係の中に担当という形で入れております。実質調整担当の職員と、それから先ほど議員ご指摘のように風土記の丘の職員が、0.5人分という形になってしまうんですが、担当して今事務を執行しております。

以上です。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） そうしますと、ほとんど実質的に1名でやっているというのが実情ではないかなというふうに思います。特に生涯学習課というものは、社会教育関係の事業等も相当ございます。また特にウエートが多いのが社会体育、ほとんど土日がないというようなこの勤務実態の中で、当然その中で文化財行政、文化行政も調整担当が担当することになってきますと、職員の負担も相当なものになってくるんじゃないかなというふうに思います。私、行財政改革というものは、課を減らす、人を減らす、こればかりが行財政改革ではないというふうに昔から個人的に考えておまして、どうしても行財政改革といいますと、人減らし、課減らし、係減らしというような形になってくるわけなんですけれども、何とかその負担を軽減してやるような方向で係をきちっと設置してあげて、その文化財、文化行政を担当できるような組織にしてあげられればなというふうに思います。

それで、特に、当然私は風土記の丘職員も町の職員の中に入っているものと認識していた

ためにどうのこうのと言ったら、いや、町の事業には手を出せません、出すなという指導がありますということで、何かこうやきもきしているところもあったように思います。そういう面から考えますと、どうしても今の社会体育もやり、文化もやり、文化財もやる。これでは相当土日もない、夜もないというような職員の負担増につながってくると。ここでもし過労で倒れた場合、この町の責任はどうなるのかというようなことにもなってきますので、その点も配慮した上で、やはりこの係、課の設置をすべきではないかなというふうに強く要望いたすところでございます。

続きまして、3番の国史跡の公有地化をについてお伺いいたします。

当然、先ほど課長のご説明にもありましたように、整備計画を策定するというお話がございましたけれども、ただ単に計画をつくるだけではないと思うんです。相当細かなものを活用計画の策定をしていくということで、大体3年ぐらいかかるというようなちょっとお話も聞いているところですが、3年かけて整備計画を、活用計画を策定していくとなると、当然先ほども言ったように、1人の職員では、ましてや兼務では相当負担を強いられるというようなこともありますので、当然国指定になれば公有地化を進めて活用計画を策定して遺跡から史跡にするというような作業も進めていかなければいけないと。当然承認を受ければ80%の国庫補助で用地を取得できると。町は20%で済むと。従来は県が10%出してくれたんですけれども、県もお金がないということで何か20%になったというお話でございますが、当然公有地化計画及び計画策定をしていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけでございますが、まずそれに当たって、先に未調査部分の遺跡の範囲確認とか、そういう作業もあわせて行わなければいけないというふうに考えておりますので、これが現行体制でできるのかどうなのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤田悦男君） 国史跡の発掘調査につきましては、先ほど教育長が言いましたように、夏と春休み、国士舘大学の生徒さんに入らせていただきまして調査をしております。平成5年から計画的に国指定史跡那須官衙跡周辺詳細調査事業というような形で、年次計画で実施をしております。本年度は薬利の荒屋古墳群というところなんです。その発掘調査を夏休みに実施していただきました。6基の古墳群を確認したところでございます。

先ほど議員ご指摘のように、国庫補助関係しか今認められておりません。県費が本年度からなくなってしまいました。ですから、国庫補助の100万、2分の1です。200万ということで町の発掘調査をしております。ですから、広範囲な発掘はなかなかできないというの

が現状でございます。その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、公有地化につきましては、先ほど申し上げましたように、議員の皆様のご意見等をお聞きしながら検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 大体最後になってくるかなと思うんですけども、那須小川古墳群が合併前にまだ国指定になっていない段階で、あの温泉山古墳、若鮎大橋の小川地区に入ったところの左側にありますが、あそこに見学用道路をつくるということで公有地化を図ってきたわけなんですけれども、そこに道路をつくってあるわけです、形だけ。その先の工事に伴う発掘調査をいたしましたところ、文献にはある殯という遺跡が全国で初めて出土したというようなことで工事がストップしてしまったと。今現在そのままの状態でございます、道路の形はあるんですけども、道路でない。雨が降ればプールになって、ちょっと車で農作業等で通るにも支障があるというようなことで、これについては建設課のほうにも申し入れたわけなんですけれども、早急に、この点についても公有地化とあわせて、やはり整備計画の中で何とか対処していただければなというふうに考えております。

あと、やはりあそこら辺一帯は当然古墳群が、富士山古墳、八幡塚古墳、観音堂古墳、あと温泉山古墳と、形に残っているだけでもう4つ。あと埋蔵されている殯の施設が1つと。やはり文化財というものは表に出さなければわからない。埋めて、本だけではなかなか理解されないというところもありますので、早く公有地化を進めて、皆さんに学習の場として、史跡公園としても活用できるような体制をつくっていただきたいというふうにお願ひ申し上げ、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は15時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○議長（川上要一君） 再開いたします。一般質問を続けます。

---

◇ 益 子 輝 夫 君

○議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問を許可します。

2番、益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 2番、日本共産党の益子輝夫でございます。

ただいまから2つの項目について質問させていただきます。

1つは、T P P問題、環太平洋戦略的経済連携協定ということです。2つ目は広重美術館職員の不祥事について、具体的な説明を求めていきたいというふうに思います。

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）、これの問題ですが、T P Pに参加することによる影響、北海道を例に例えて私は調べました。北海道農業はどうなるかということで、非常に道内がこれに対して反対の抗議が地域経済界も含めたそういう運動になりつつあります。もちろんJ A（農協）も反対運動をしております。

北海道農政部の試算では、道内農業生産や関連産業等への影響は2兆1,000億円ほど減少すると。雇用は17万3,000人程度減少してしまうと。農家戸数は3万3,000戸程度減少、農業生産額は半分以下、農家戸数は7割以上減るという衝撃的な数字が北海道庁の調べで出てきています。非常に深刻な問題であります。

日本全国で農業、水産物等への影響はどうかということで調べてまいりました。これは農水省の数字とかそういうのをもとにやりましたので、決して私の独自のあれではありませんので、その辺を了解していただきたいというふうに思います。食料自給率は現在40%ですが、それが13%になると。農業の多面的機能は3兆7,000億円程度喪失、関連企業への影響は国内総生産で8兆4,000億円ほど減少、350万人程度の就業機会の減少と、352万人が失業するという見方があります。政府自身が明らかにした北海道と全国の壊滅的影響は、本当にすさまじいものです。例外なく関税撤廃が求められ、日本農業は壊滅、関連産業も廃業に追い込まれ、地方の雇用は失われる。里山荒廃というところか、日本の農山村地帯は見る影もなくなると。北海道農業は国際的に見ても大規模です。1戸当たりの農地面積はEU、欧州連合が13.9ヘクタールに対して北海道は20.5ヘクタール。肉用牛飼養頭数は、アメリカ

は84頭に対して北海道は178頭。世界的に見ても大規模化している北海道でさえ、壊滅的な打撃を受けるようです。

菅総理は開かれていないと言いながら、実際はそれと逆に、既にもう開かれた状態になっているのが今の日本の状況です。第3の開国という菅首相、日本の貿易は農林水産物を中心にまるで江戸時代の鎖国時代のように聞こえましたと、こう言っているんですね。事実は逆だということです。日本の関税率は、主要国でアメリカに次ぐ低さです。日本は十分できるほど開かれています。十分過ぎると言ったほうがいいかもしれないですね。間接税の率の低さが日本農業の疲弊、困難の主な原因であると思います。TPP参加は、それに追い打ちをかける、がけっ縁に立つ人たちを突き落とすようなものではないかと思います。

こうした現状を前に、国民は食料自給率をどう考えているか、これは内閣府のこしもの9月の世論調査では「外国産のほうが安い」、「食料は輸入するほうがよい」と答えたのは、わずか5.4%です。圧倒的多数は、安全で安心な食料は日本の大地からと思っているそうです。それで、利益は米国や輸出大企業にいくようになっていくというふうに思います。

TPP参加国を見れば、本当のねらいが浮かび上がってきます。TPPに参加しているのは、交渉に参加しているだけの国を合わせても9カ国です。このうち、TPPと同じような意味を持つFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）を日本と結んでいる国は、シンガポール、チリ、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの5カ国です。結局、日本のTPP参加は、2国間のFTAが進まないアメリカ、オーストラリアという農林水産物輸出大国に門戸を開いてやろうというねらいがあります。日本でTPP参加を求めているのは、日本経団連、中でも自動車、電機などの輸出をしている大企業です。TPPに参加した場合、GDP（国内総生産）増加は実質0.48%から0.65%とわずかです。はっきりしているのは、一部の輸出大企業の利益のために農業も漁業も林業も、それにつながる地域社会もめちゃくちゃになるということだと思えます。

日本学術会議の調べなんですが、農水省の諮問に対して、農林、漁業、林業の多面的機能を貨幣で計算した場合、それによると農業は8兆円、林業は70兆円、漁業は11兆円の計89兆円、TPPの関税撤廃で農業だけでも3.7兆円、つまり、約半分の貨幣評価が消えてしまうわけです。TPPは世界の流れにも逆行しています。世界では市場任せの弊害が明らかになり、食料主権を保障するルール確立を求める流れが広がっています。TPPは農業だけにとどまらず、金融、保険、公共事業の入札、さらに労働市場の開放まで含まれています。市場原理万能で何でもかんでも市場任せにするやり方の破綻は明らかです。農業、食料、環境、

労働などを市場任せにしたら成り立たなくなるものを守るルールづくりこそ、21世紀のまともな経済発展の方向だというふうに思います。

それで私は、町の農業、医療、介護などに大きな影響を及ぼすと報道されているが、町としてこの辺をどう考え、どう対応していくのかをお伺いしたいというふうに思います。

2つ目は、県や町によっては既にTPP加盟による産業別の影響等の試算を行っているところがあります。当町の影響額等は算出し、検討しているのかを伺いたいと思います。

3つ目は、町の地場産業を守り、自給率を向上させるため、地域と地場産業を破壊する協定の阻止を要請することを考えているかということです。

次に、大きな2つ目、広重美術館についてです。

これは、町民の皆さんの中に非常に話題というか、まだあるんですね。何が何だかわからないという声がたくさんあります。そういう点でセクハラとか空出張と言われていますが、その実態を具体的に、私を含めた町民にわかるように説明していただきたいというふうに思います。

2つ目は、橋本議員にも答弁していましたが、これはいかなる処分を行ったか。それについてお答えいただきたい。

3つ目は、このような事態が発生する過程では、一方の職員のみには罪があったようなことになって処分されていますが、管理監督する立場の上司の配慮が欠けてはいかなかったのか。その辺を具体的に説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川上要一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） 1項目めのTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について3点ありますが、まとめて答弁したいと思います。

今回の環太平洋戦略的経済連携協定への参加検討をめぐりましては、農産物、工業製品などすべての物品について原則関税を撤廃するTPPに参加することになった場合、関税措置により保護されている農業や漁業者にとっては、国内生産物が国際競争の荒波にさらされることになりまして、安い外国産品との競争が激化し、国内農業に壊滅的な打撃があるのではないかと憂慮するところでもあります。

町といたしましては、TPP加入による関税撤廃をした場合の影響等の試算については検討はしておりません。町におきましても、ご承知のとおり、中山間地域で担い手の減少、高

齢化、後継者の他産業への従事によりまして、優良農地が減少し、荒廃した農地が点在する状況でございますので、認定農業者や担い手が希望を持てる施策を国・県などに強く要望、働きかけをしていきたいと考えております。今後の推移を見守りながら対応することが肝要であると考えております。

以上です。

○議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

○教育長（桑野正光君） 益子議員の2番目のご質問にお答えをいたします。

1点目の今回の美術館の不祥事については、広重美術館職員が私費で出張した費用を補てんしようとして架空の出張を記載し、不正に旅費を得たというものであります。

2点目のこれに対する処分については、減給による懲戒処分といたしました。

なお、議員ご指摘のセクシャルハラスメントの件は、調査の結果、セクハラ行為とまでは認められませんでしたので、それに対する処分は行っておりませんが、上司として適性に欠ける者であるとして文書による厳重注意をいたしました。

3点目の上司の配慮に欠けているのではないかということ、瑕疵があるかということではありますが、文字どおり、ご指摘のとおりでありまして、快適な職場環境の醸成は管理監督すべき立場の私の責務であります。その点においては、今回の不祥事が発生してしまったこと、監督者としての配慮が足りなかった。率直に反省する次第であります。

今後は、さらに職場環境の改善に努め、二度と係る不祥事が発生しないよう十分管理監督を行っていく所存であります。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） まず、TPPの問題から行きたいというふうに思います。

皆さんも御存じだと思うんですが、去る29日ですか、那須の町長がTPPに反対ということが下野新聞に載っていましたよね。やっぱりそういう近隣の町長、市長でもそういう考え方を持っている人が表明をしているということは、非常に私は意義のあることだと力強く思いますが、それと、私、これTPPについて報道しているのは、残念ながら農業新聞と我が党の赤旗でしか報道していないですね。ほかの新聞はほとんど取り上げていない。取り上げているとすれば、推進の立場で取り上げているんですね。そこが日本のマスコミの弱点

だと思っうんですが、赤旗にも載っているんですが、12月3日のあれなんです、農業委員会の全国代表者集会ですか、TPPに断固反対という決議がされています。あとは、12月2日、これも我が党の赤旗が報道しているんですが、全国町村長大会が反対決議をしているんですね。大金町長もその1人だと思っうんですが、入っていると思っうんですが、そういうふうに全国でいろんな団体、農業に関する組織が反対をやっているんです。それと、北海道だけじゃなくて東北の秋田とか福島、あるいは、もう10件以上がこのTPP反対の共闘組織とか、パレードとかデモという、そういうことをやったりしているんです。そういう意味で本当に深刻な状況が今知られてきているんですが、なかなか一般のマスコミが取り上げないという、そういう問題があるんです。これは意識的に私はやられているんだというふうに思っうんです。取り上げても、TPPに乗りおくれるなというふうな宣伝もしていますし、そういう報道がフジテレビなんかでやられていますよね。他紙の新聞でもそうですが、本当のことを知るには、やっぱり農業新聞か赤旗を読まないといけないと。世界の、今の日本の流れとは、そういう状況になってきていると思っいます。

そういう点で、流れを見ながらという答弁を町長からいただきましたんですが、農林振興課長に伺いたいんですが、この問題をどういうふうに考え、今後やっぱりそれに対する町としての対策を考えていかなければならないと思っうんですよ。みんな直売所へ出すための農産物をつくったり、本当に元気の出る、また健康管理面からもいろいろプラスになっている面が多いと思っいます。そういう点では、やっぱり地元の町がそれに対して情勢の変化待ちとかそういうことじゃなくて、自主的に本当に真剣に考えなければいけない問題だと思っうんで、その辺どういうふうに考えているか伺いたいというふうに思っいます。

○議長（川上要一君） 町長。

○町長（大金伊一君） この環太平洋パートナーシップ、これに加盟しますと、これは関税はゼロになりますから、先ほど益子議員が言ったように、農産物の価格が大幅にこれは下がるというふうに思っいます。特に、生産性の低いこの中山間地の当地域では、益子議員が申されたように、今のまま政府が何の手も打たないでこれに加盟をしますと、壊滅的な打撃を私は受けると思います。また、ものづくりの皆さんにおかれましても、中小企業にとっても、私はよいことばかりではないのかなと、そう思っいます。この賃金の高い日本から、中国や東南アジアに工場をシフトして逆輸入、あるいはその他の地域から安い製品が、関税がゼロになりますから、安く輸入され、なお一層そういうことで日本の雇用不安にもなるおそれがあるというふうに私は考えております。農業団体とも連携して、これから対処していき

いなど、そう思っております。

また、政府は6月までにこのTPP加入については決定をしたいというようなことを言っていますね。それで、それまでに農業、それからその他に対する対策を決めていきたいと、そのようなことを言っております。そのようなことから、その決定によっては本当に強力に反対をせざるを得なくなってくるのかなと、そのようにも思っております。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 今でも本当に開国された状態なんですね。日本は、アメリカに次いで2番目に関税が低いんです。アメリカが5.5%ですか、そして日本は12%ぐらいですね。ヨーロッパ、EUなんかあたりがもう20%からですよ。それで、日本の法人税とかそういう問題もありますが、既にもう開放されたような状態です。外国からどんどん入ってくる。また資金というか、裏づけがある企業は海外へ行って逆に日本に輸出するというようなあれも考えているようですが、そうすると国内の労働の生産がすぐ力がなくなってしまうと思うんです。外国へ行ける企業はいいんですけれども、海外に進出できない国内の企業はどういうことになるかということですね。内橋さんというNHKのラジオのニュース解説でやっている方なんかもそんな考えを言っていましたけれども。それによって、農業だけじゃなくて国内の産業を守るためには、TPPには反対しなければならない、どうしてもこれは防がなければならないという、本当に重要な課題になってくると思います。

町としてもぜひそういう観点に立って、やっぱりさっき町長が言われたように、中山間地であるし、その中で一生懸命直売所とか何かつくって一生懸命無農薬とかそういうことで野菜をつくったり、一生懸命やっている高齢者もいますし、私もこの間、二、三日、農民の方とTPPの問題を話したんですが、やっぱりそれなりに知っているんです。「これをやられたら、本当におれら一生懸命やって、それで農業が生きがいになっているのに、それがだめになってしまったら、本当に何の生きがいもないな」ということを言っていましたね。みんな高齢者になっても一生懸命農産物をつくってやっているのに、そういう状況にならないように、やっぱり町としてもそれなりの対策を考えていっていただきたいというふうに思います。

そういうことで、この質問は終わりたいと思います。

2つ目の質問に、再質問に入ります。

教育長が一生懸命やっているのはわかるんですが、何か町長なんかも一生懸命やっているのはわかるんですが、要するに、私はこれは犯罪だと思うんですよね。やっぱり公的な金を使って、返したというけれども、それは犯罪だと思いますよ。そういうとらえ方をしていないことが、まず異常だと私は思うんです。法的に言っても詐欺罪とか、そういうのは成立するんじゃないかなと私は思うんですが、その辺をどういうふうと考えていらっしゃるんだか答弁をお願いします。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 本当に私もこれについては深刻な問題だというふうに受けとめておりました、軽くこの問題を受けているとは認識しておりません。極めて深刻な問題であるというふうにして私も考えておりますし、そういうことを踏まえまして、私のほうでの教育委員会でお諮りしながら処分等も決した次第であります。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 本当に町長を初め教育長が深刻に受けとめている、それが職員にどうして伝わらないかというのが私の感覚なんですがね。実は10周年記念のとき、そう言われる方が舞台上で何回か姿を見せていると。私だけじゃなくてほかの人たちも、何であの人が姿を見せるんだという疑問を持っているんですよ。現在も何の反省したあれもなく、私も何回か対処しているんですが、「本当にご迷惑をかけて申しわけありませんでした」という話が出ないんです、当人から。私たちの感覚では、そういうことは考えられないですね。恥ずかしくてああいうところへ出ていけないし、それが出てきてやっていると、どういうわけか。それが許される職場なのかもしれないんですけども、非常に私たちにはそれは考えられない。その辺をどういうふうと考えているのか伺いたい。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 議会での場でありますので、余り細かい個人的なことについては私のほうで答弁を差し控えたいと考えております。どうぞその辺のところをご了解いただければと思っております。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 議会の場ということですが、町民に対してやっぱり真実を表明し、それに対して町民が反論もしなければならぬと思います。本当に町民が納めた税金ですよ、

直接じゃなくても。それを使い込んで、そして、それがばれたら結局返して、新聞報道になったからもういいんだというような感覚では困ると思うんです。それ以前の問題だというふうに思います。

それで、教育長、当人の始末書というんですか、それはあるんですか。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） これは、当然文書で報告させておりますので、そういうものはあります。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 当然、だから書類とかそういうのを出す場合、印鑑の管理というのか、それはどうなっているんでしょうか。書類を書く場合に、印鑑を預けていたような話をさっき橋本議員に表明しましたけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 軽易なものについては、場所が離れているということで私のほうで任せていたということがありますが、これがさまざまな面で今回の問題が惹起したということでもあります。これについては私のほうの、本当にご指摘のような監督不行き届きというところでもあります。したがって、それについては今厳重に管理をしているというところでもあります。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 復命書はあるんでしょうか。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 今回の処分に対する復命書はございません。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） これが、どうしてないのか伺いたいと思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 先ほどお答えいたしましたけれども、これは私のほうが気がつかなかったということで、架空のと先ほど申し上げました。したがって、これについては復命書がないということでもあります。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） ちょっと私は理解できないんですが、職場自体も、やっぱり一生懸命やっている職員にとっては、こういう事態というのは本当に嫌になってしまうと思うんです。その辺をどう考えているかをまず伺いたいというふうに思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） これは、当該職場だけでなく町全体の職員の方々にも大変ご迷惑をかけて、そして一生懸命やっている方々まで疑念の念を持たれるとか、そんなことまで考えますと、私としても大変これについては申しわけないと、そういうふうに思っておりますし、深刻にこれは受けとめております。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 教育長はわかっているかもしれないんですけども、馬頭の中学校の上がっていった左側にこういうことが書いてあるんです。「一人は全校の代表である」と。役場の職員も同じじゃないですかね。一人の行動や言論がみんなに影響しているわけですよ。ましてや悪事を働いたといたら、それは本当にみんなが防がなければならない問題だと思っんです。そういう点で、教育上こういう、平成3年に入学を記念して建てたみたいですけれども、そういうのを学校で徹底しておいて、そういうことを考えておいて、そういう教育をやっていると思っんです、それがどうして、結局役場という職場の中でそれが何回も何回も繰り返されるということだと思っんですよ、今まで。今の町長には申しわけないですけれども、前の町長のときからずっとそういうことが起きているわけです。そういう点で、これについての対策というか、対策書というか、そういうのはあるんでしょうか。

○議長（川上要一君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良美君） 現在、対策に関するマニュアルとか、そういったものについては今現在は策定をしていないのが状況でございます。先ほどの議員さんの質問のときにお答えしたように、今後、職員の意識の改革ということで研修会等を通じまして職員の意識の改革をしていきたいと考えております。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） そういう何らかの対策をぜひつくっていただいて、やっぱり職場の人

たちを含めた町民全体が、せつかく町長が町民参加の本当に町政をつくっていきたいと言って呼びかけているわけですよ。幹部の皆さんたちもそうだと思うんですが、それが職員に徹底されていないんじゃないかと私は思うんです。その辺が町民との温度差というか、常識的な問題なんですけれども、差が出ている。その辺をやっぱり役場の職員を含めてきちんとしていかないと、町民の信頼どころか、町民自身が不信感を持ってしまっているんですよ。その辺をどう払拭していくか、本当に大変だと思います。協働の事業どころじゃないというのが現実だと思います。

いろんな形で税金というのは納められているんです、直接税も含めて、間接税が。それが、金額的には2万数千円ですけれども、何でそれをね、間違っちゃったわけじゃないですよ、これは。誤りとかそういうことじゃないと思うんです。それで、職員の中にはそういうのをかばう人もいます。これが私には理解できないんです。2万円ぐらいだったらと。その2万円を納めるのにどんな苦勞をして町民が納めているか、その辺を考えないと。考えていないんじゃないかなというのが私の感覚なんです。銀行員なんか1円だって大変なことになるわけですよ。そういう感覚的なものを、本当に町民の立場に立って物事を考えやろうとしているかという感覚を私は疑うんです。それで協働の事業、町民参加の事業と幾ら訴えても、空文句にしか聞こえないんです。町長や教育長が一生懸命動いても、部下が動かなかつたら、そういう考えで。町なんか絶対よくなりませんよ。町民との信頼関係ができなければいい町なんかつくれないと思います。その辺で皆さん幹部先頭にもっと真剣に考えていただかないと、町民の信頼は得られないし、協働の事業は進められないというふうに私は思います。

その辺で、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川上要一君） 町長。

○町長（大金伊一君） まさにおっしゃるとおりであります。この役場の職員は、最高のこれは教育を受けた方たちですから、これはよい悪いはわかっているわけなんです。ですから、これはやはり意識の問題だと私は思うんです。そういうことで、これからは、総務課長が申されたように、いろんな研修会とか、例えば、法令遵守に対するそういう改善委員会をつくって、意識の改革を図っていきたいと思います。それと同時に、そういう罪を犯した人に対しては、やはりそれ相応の処罰をしていく必要があるだろうと思います。

そういう意味で今回は、この前、橋本議員のときも申しましたけれども、議会あるいは監査委員、そして民間の方を入れて審査委員会をつくりまして、そこで今度の場合ですよ、この審査をしていただいて、そして私のところに審査結果を報告されました。そして、それと

私のところから、審査委員会の結果を踏まえて、教育委員会のほうにまた再審査をしていただきまして懲罰をいたしました。これは、いろいろ懲罰の重い軽いはなかなか難しい問題で、その人の将来にかかわることでもありますし、また場合によっては裁判ごたにもなりますし、いろいろなことがありますけれども、いずれにしても、この前私が申したように、できるだけ厳罰に処したい。そういう悪い、不正行為をした場合はですね、不祥事を起こした場合は、厳罰に処していきたいというふうに思っております。

まさにこの行政改革をやっているこのときに、そのような不祥事が起きるということは、町民に対して本当に申しわけなく思っております。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） 最後に教育長に伺いたいんですが、やっぱり立場上、子供たちに与える影響というのはすごく大きいと思います、特に思春期の子供。そうでなくても不登校とか何か、少なくなっていると教育長、答えていましたけれども、やっぱり子供たちもそれなりのあれを言っているんですよね。そういうことが教育長の耳に届いているかどうかは知らないですけども、やっぱり大人がやることを見て子供が成長するわけですから、そういう点で、やっぱりこの問題をどういうふうに教育長が考えているかを伺って終わりにしたいというふうに思います。

○議長（川上要一君） 教育長。

○教育長（桑野正光君） 実際、これが教室にケーブルテレビで放映されております、中学生なども見ているはずですよ。そういう中で、教育長がこういう問題で苦慮した答弁をしていることそのものがもう教育的ではないというふうに私は考えております。これから学校訪問なども私がするわけですけども、子供たちと直接会って話をしたりもすると。そういう点では、大変教育的にマイナスであるというふうに私は認識しております。

したがいまして、これからどのようなふうにして信頼回復をしていくのかというようなこと、私にこれ課された大きな責務だと、そんなふうに考えております。どうぞそういう点でも、今後ともいろんな意味で皆さん方のご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） そうですね。町長や教育長の言ったことは本当に全くそのとおりでと

私は思います。やっぱり職員は町民の立場に立って物事を考えて、町民の目線で行動していただきたいと。常識が通るような職場でなければならないというふうに思います。子供にも誇れるような職場にしていきたいと。それを最後をお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（川上要一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。礼。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時47分